

令和5年度中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

令和6年2月13日(火)13:30～
WEB会議+中国地方整備局建政部3F会議室

1. 開 会

2. 挨拶

国土交通省 中国地方整備局 建政部長 田宮 庸裕

3. 議 事

(1) 建設の事業における時間外労働の上限規制について

(広島労働局労働基準部監督課より説明・質疑応答)

(2) 見積書における法定福利費の内訳明示等

適正取引について

(3) 社会保険未加入業者対策について

(4) 建設キャリアアップシステムレベル別年収を踏まえた

賃上げに向けた取組について

(5) 質疑応答

(6) その他

4. 意見交換

5. 閉 会

【配布資料】

議事次第(本紙)

出席団体一覧

資料1 議事(1)建設の事業における時間外労働の上限規制について

資料2 議事(2)～(4)関係資料

資料3 情報提供資料

令和５年度 中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会出席団体一覧

(建設業者団体３３団体、建設工事の発注者で構成する団体８団体、建設業に関係する団体１２団体、行政機関１２機関)

【建設業者団体】（５０音順）		【建設工事の発注者で構成する団体】（５０音順）	【行政機関】
(一社)岡山県建設業協会	建設産業専門団体中国地区連合会	(一社)岡山県建築士会	中国四国厚生局
(一社)島根県建設業協会	(公社)日本エクステリア建設業協会 山口県支部	(一社)中国経済連合会	日本年金機構
(一社)全国道路標識・標示業協会 中国支部	島根県建設産業団体連合会	(一社)日本ガス協会中国・四国部会	鳥取労働局
(一社)全国防水工事業協会 中国支部	ダイヤモンド工事業協同組合 中国支部	(一社)広島県建築士事務所協会	島根労働局
(一社)鳥取県建設業協会	中国建設躯体工業連合会	(一社)山口県建築士会	岡山労働局
(一社)島根県冷凍空調工業会	中国四国基礎工業協同組合	(公社)全日本不動産協会広島県本部	広島労働局
(一社)日本アンカー協会 中国支部	中国・四国マスチック事業協同組合	(公社)広島県建築士会	鳥取県
(一社)日本海上起重技術協会 中国支部	広島県建設業協会連合会	中国地方商工会議所連合会	島根県
(一社)日本型枠工事業協会 岡山支部	広島鉄筋組合		岡山県
(一社)日本型枠工事業協会 中国支部	山口県鳶工業連合会	【建設業に関係する団体】（５０音順）	広島県
(一社)日本建設機械施工協会 中国支部	山口県板金工業組合	岡山県行政書士会	山口県
(一社)日本建設業連合会 中国支部		岡山県建設労働組合	中国地方整備局
(一社)日本造園組合連合会 広島県支部		岡山県社会保険労務士会	
(一社)日本造園組合連合会 山口県支部		島根県社会保険労務士会	
(一社)日本造園建設業協会 中国総支部		鳥取県行政書士会	
(一社)日本電設工業協会 中国支部		鳥取県社会保険労務士会	
(一社)日本道路建設業協会 中国支部		広島県行政書士会	
(一社)広島県建設工業協会		広島県建設労働組合	
(一社)広島県鳶土工業連合会		広島県社会保険労務士会	
(一社)山口県建設業協会		山口県行政書士会	
岡山県鳶土工連合会		山口県建設労働組合	
(協)中国専門工事業協会		山口県社会保険労務士会	

**(2)見積書における法定福利費の内訳明示等
適正取引について**
(3)社会保険未加入業者対策について

令和5年度下請取引等実態調査の結果概要

調査の目的

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施

調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 12,000業者（大臣許可 1,500業者、知事許可 10,500業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査（令和5年7月26日～令和5年10月23日）
- ◇調査対象期間：令和4年7月1日～令和5年6月30日における取引
- ◇調査内容：元請負人と下請負人の間及び発注者（施主）と元請負人の間の取引の実態等、見積方法（法定福利費、労務費、工期）の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能労働者への賃金支払状況 等
- ◇回収業者数：9,251業者（回収率77.1%）
- ◇集計対象業者数：9,136業者（回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者（115業者）を除いた者）

調査結果の概要

（１）建設業法の遵守状況

- 建設工事を下請負人に発注したことがある建設業者（7,613業者）のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者（適正回答業者）は、570業者（適正回答業者率：7.5%（昨年度：7.7%））であった。
- このうち、「下請代金の決定方法」（98.4%）、「契約締結時期」（98.6%）、「引渡し申出からの支払期間」（97.8%）、「支払手段」（93.7%）などの調査項目については概ね遵守されている状況であった。
- 一方、「見積提示内容」（20.6%）、「契約方法」（63.2%）、「契約条項」（46.5%）、「手形の現金化等にかかるコスト負担の協議」（38.1%）など、適正回答率が低い調査項目も見受けられた。

（２）元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.6%（昨年度：1.4%）で、その内容のうち、主なものは、「指値による契約」（15.9%）、「追加・変更契約の締結を拒否」（14.0%）、「工事着手後に契約」（11.5%）、「下請代金の不払い」（11.5%）だった。

調査結果の概要

(3) 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.0%（昨年度：1.3%）で、その内容で主なものは、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」（15.7%）、「追加・変更契約の締結を拒否」（14.2%）、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」（12.7%）、「指値による契約」（9.7%）だった。

(4) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

下請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は69.3%、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は65.2%だった。また、元請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は77.6%、労務費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は68.3%だった。

(5) 工期について

下請負人から工期の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は90.5%だった。また、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した場合、元請負人に対して工期の変更交渉を行ったことがある下請負人は83.1%で、うち施工するために通常必要と認められる工期に変更されたのは92.2%だった。

(6) 請負代金の額について

下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は95.2%だった。また、元請負人との契約書に価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがある下請負人は58.9%だった。さらに、請負代金の額の変更交渉を行ったことがある下請負人は56.3%で、うち変更が認められたのは87.2%だった。

(7) 約束手形について

手形期間を60日以内(予定も含む)としている建設業者は77.9%で、一方、手形期間を60日以内とする予定がないと回答した理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」54.3%が最も多かった。

(8) 技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は89.6%（昨年度：84.2%）だった。賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」55.9%だった。一方、引き上げないと回答した理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」46.2%が最も多かった。

令和5年度下請取引等実態調査の結果概要

調査後の措置

建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講じるよう指導を行っております。また、調査結果に基づき、必要に応じて、許可行政庁において立入検査等を実施します。さらに、立入検査の対象として、未回答業者やしわ寄せを行ったとされる元請負人についても選定し、下請取引の実態を確認します。

指導対象調査項目別の適正回答率

	指導対象調査項目	適正回答率(%)		増減		指導対象調査項目	適正回答率(%)		増減
		令和5年度	令和4年度				令和5年度	令和4年度	
1	見積依頼方法	83.7	82.6	1.1	14	追加・変更契約の締結時期	82.2	81.8	0.4
2	下請代金の決定方法	98.4	98.1	0.3	15	工期・価格変更交渉に対する対応	87.8	87.3	0.5
3	見積提示内容	20.6	19.2	1.4	16	引渡し申出からの支払期間	97.8	97.8	0.0
4	見積日数(500万円未満)	98.3	98.6	-0.3	17	注文者から支払を受けてからの支払期間	87.4	87.5	-0.1
5	見積日数(5,000万円未満)	77.8	77.2	0.6	18	支払手段	93.7	93.2	0.5
6	見積日数(5,000万円以上)	78.9	77.7	1.2	19	手形期間	94.4	94.6	-0.2
7	契約方法	63.2	62.5	0.7	20	手形の現金化等にかかるコスト負担の協議	38.1	38.5	-0.4
8	契約条項	46.5	43.1	3.4	21	赤伝処理	74.7	75.0	-0.3
9	契約締結時期	98.6	98.5	0.1	22	施工体制台帳の整備(民間工事)	91.9	89.7	2.2
10	安全経費を含めない契約締結の有無	98.5	98.6	-0.1	23	施工体制台帳の添付書類(民間工事)	48.3	44.0	4.3
11	追加・変更時の契約締結の有無	88.2	87.2	1.0	24	施工体系図(民間工事)	82.1	77.5	4.6
12	追加・変更時の見積依頼方法	78.1	76.1	2.0	25	帳簿備付	88.7	88.9	-0.2
13	追加・変更時の契約方法	82.5	82.6	-0.1					

中国地方における調査対象業者数(回答数)

大臣許可 67 県知事許可 650

○大臣許可67社中、下請発注実績なしのため回答対象外の社を除く63社の解析

(1) 全国傾向との比較

- ・適正回答業者 20業者(31.7%)>7.5% と全国平均以上
- ・下請代金決定方法、支払手段、契約締結時期、見積提示内容、契約方法、契約条項は全国平均と同等かそれ以上
- ・法定福利費内訳明示も全国平均以上
- ・下請からの工期変更協議に応じる元請(96%)と全国平均以上
- ・引渡申出からの支払期間(79%)、手形現金化コスト負担協議(17%)が全国平均より低い
- ・技能労働者への賃金引き上げは、何らかの形で実施した社が88%で全国平均と同程度

(2) 主要項目の動向

- ・価格高騰に伴う工期延伸・増額を受け入れる社は45社(変更が該当した社の94%)
- ・下請支払を全額現金で行う社は46社(73%)
- ・下請に対して法定福利費内訳明示を求めている社は47社(74%)
- ・手形期間を60日以内としている、あるいは、する予定である社は19社/23社(82%)
- ・建退共加入社は37社(58%)、そのうち下請に掛金を10割充当しているのは20社(32%)

(3) その他項目の動向

- ・フォローアップダイヤルを知っている社は35社(63%)
- ・駆け込みホットラインを知っている社は39社(62%)

国土交通省・総務省・財務省において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第19条[※]等に基づき、公共工事の発注者が適正化指針（同法第17条第1項）に従って講じた措置の状況－入札契約の適正化の取組状況－について、毎年度、調査を行い結果概要を公表。

※参照条文

（措置の状況の公表）

第十九条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

調査対象者

入契法の適用対象である以下の各発注者（計 1,928団体）

国（省庁等）：19機関

特殊法人等：121法人

地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村

調査対象時点

令和5年7月1日現在

（一部の項目は令和4年度末時点）

主な調査項目

- | | |
|---------------|--|
| ➤ 入札契約方式 | － 一般競争入札・総合評価落札方式の導入、 <u>電子入札・電子契約の導入</u> |
| ➤ 入札契約情報の公表 | － 情報の公表方法・公表状況 |
| ➤ ダンピング対策 | － 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入、低入札価格調査基準価格等の算定式・公表時期 |
| ➤ 適正な予定価格の設定 | － 資材単価の更新、請負代金内訳書における法定福利費の明示 |
| ➤ 適正な工期の設定 | － 工期設定に当たっての休日の考慮、 <u>時間外労働規制適用を踏まえた工期設定の取組</u> 、週休2日工事の実施 |
| ➤ 施工時期の平準化 | － 「さ・し・す・せ・そ」の取組 |
| ➤ 円滑・適正な施工の確保 | － <u>施工体制台帳の写しの提出方法</u> 、設計変更ガイドラインの策定、スライド条項の運用基準の策定 |
- 下線：新たに調査した項目

主な調査結果

ダンピング対策やスライド条項の運用で取組が進展も、市区町村における適正な工期設定に課題。（次ページ以降参照）



引き続き、会議等の場も活用しつつ、調査結果を共有するとともに入札契約の適正化に向けた更なる働きかけを推進

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。＜適正化指針：第24(1)＞
- 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする

全国と中国地方の比較

- 全国では低入札価格調査基準価格等の算定式については、各団体において最新の中央公契連モデルやそれ以上の水準の独自モデルの使用が進み、特に国・都道府県では全団体が最新の中央公契連モデル以上の水準を採用している。
- 中国地方においては、都道府県・指定都市の取組は進んでいるが、市町村は全国と同程度か、やや低調である。



公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

- ・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- ・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。 イ公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇） ロ～ヘ（略） <適正化指針：第25（1）>

全国と中国地方の比較

- 全国では工期の設定に当たって休日（週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇）を考慮している団体は、国・特殊法人等・都道府県・指定都市では全団体となる一方、市区町村では6割程度にとどまる。
- 中国地方においては、都道府県・指定都市の取組は進んでいるが、市町村は全国と同程度である。



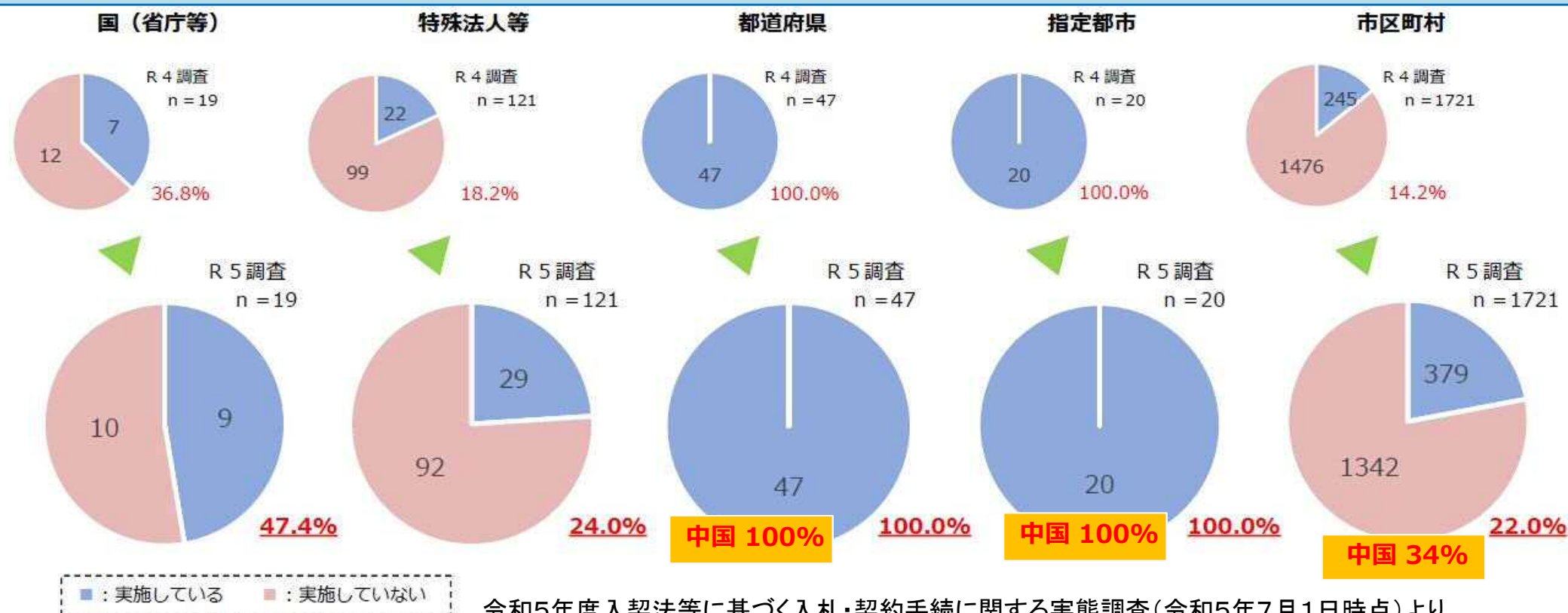
令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和5年7月1日時点）より

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

- ・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- ・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。イ公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇） ロ～ヘ（略）＜適正化指針：第25（1）＞

全国と中国地方の比較

- 全国では週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約半数となったが、特殊法人等・市区町村では3割未満にとどまる。
- 中国地方においては、都道府県・指定都市の取組は進んでいるが、市町村は全国よりやや高い程度である。



円滑な価格転嫁の推進－スライド条項の運用基準の策定

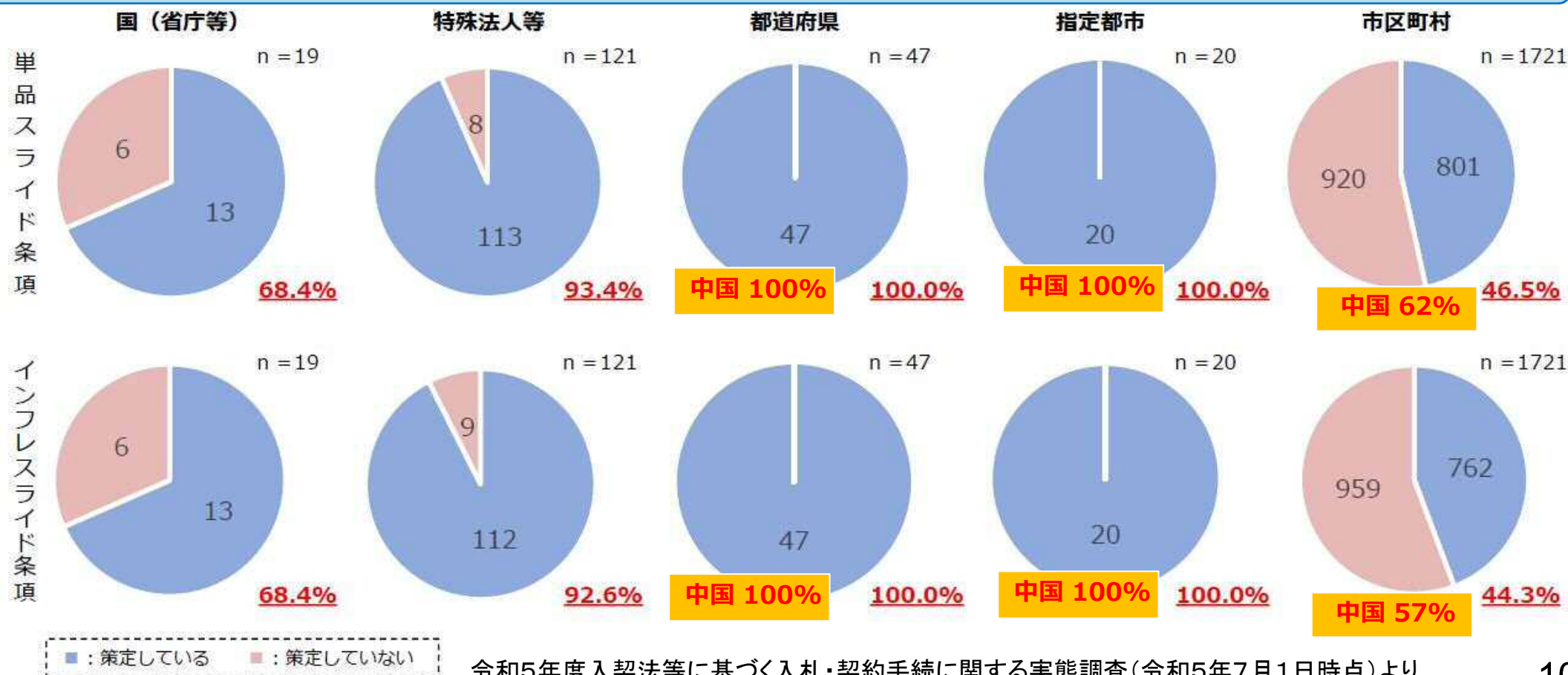
公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・＜適正化指針：第25(4)＞

全国と中国地方の比較

○全国では単品スライド条項やインフレスライド条項の運用については、取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が4割を超えるなど取組が進捗している。

○中国地方においては、都道府県・指定都市の取組は進んでおり、市町村においても全国より高い水準で、実施団体が過半数を超えている。



令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和5年7月1日時点）より

令和5年度 国土交通省建設業法令遵守推進本部活動方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

2. 立入検査等の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導監督等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

5. 関係機関との連携

6. その他

→ 今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間・1次下請2次下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）、資機材の価格高騰を受けた対応の状況等についてモニタリング調査を行う。とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置きつつ、モニタリング調査を行い、受発注者に対して必要な注意喚起等を行う。

● 工期特化モニタリング調査（厚生労働省との連携）

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認など工期に特化したモニタリング調査を実施する。

また、このモニタリング調査に厚生労働省の労働基準監督署が同行し、同署から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

聴取の目的

立入検査及びモニタリング調査、各種窓口に寄せられた相談対応等の機会を通じて、建設工事における発注者・受注、元請負人・下請負人の間の取引の適正化、建設業法令遵守に関する意識・意向を聴取し、指導・要請を実施

聴取結果の概要

(1) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

- ・標準見積書の活用が普及しているとは言えず、下請になるほど法定福利費内訳明示も実施されていない傾向が見られた。
- ・業種によるばらつきも見られる。(鉄筋等の労務中心の工種は明示され、材工一式の工種は明示されない傾向にある)
- ・元請が提出した請負代金内訳書の法定福利費が官積算より著しく低い事案について、元請に直接ヒアリングし注意喚起した。
- ・施主から「法定福利費を発注者に請求するのは不誠実だ」との声すらあったが、法定福利費の意義を懇切丁寧に説明した。
- ・その一方で民間工事主体の元請において予算管理上の項目に法定福利費を位置づける動きも見られた

ポイント

引き続き、下請企業の法定福利費・労務費の確保の推進、標準見積書の活用を促すとともに、民間発注者の理解を促進する必要がある

(2) 下請企業への支払手段の現金化の促進に関する動きについて

- ・建設業法上の努力義務である労務費現金払いは、企業規模に関わらず多くの元請・下請が実施している実態が確認できた。
- ・労務主体の下請のみならず、材料調達においても現金払いを原則としている例も見られた。
- ・その一方、裏書手形（裏書譲渡手形）による支払慣行が残っている例も見られた
- ・手形払いの廃止に向けた政府の動きに対する認識は少しずつ広がっているが、引き続き啓発に努めた。
- ・施主たる発注者が120日をはるかに超える期間の手形を交付したとの相談も寄せられ、適正取引を促した。

ポイント

下請の資金の確保、支払の円滑化のため、労務費を含む請負代金の現金払い・手形廃止の方向について認識をさらに普及させる必要がある

聴取結果の概要

(3) 適正工期・働き方改革について

①適正工期・4週8閉所関係

- ・マンションにおいて工期算定を長期に設定する傾向が見られた（例：（階数×月）＋3月→（階数×月）＋5月）
- ・公共工事においても、**「複数自治体の予算に関係する事業（一部事務組合等）」「複数年度にまたがる補助金事業」では工期延伸（繰越）のみならず価格転嫁も難しい状況**が見られた
- ・民間発注者においても働き方改革や適正工期について理解を示す例も見られたが、一方で元請・下請から、「民間工事では4週5閉所が精一杯」「民間工事では4週4閉所、作業員は交代制で4週6休」と**民間工事では4週8閉所がまだまだ浸透していない状況**も垣間見えた
- ・公共工事において、4週8閉所が加点要素になるが、積算は4週6閉所相当との声も聞かれた
- ・建築・プラント系の工事は、公共工事であっても工期が厳しいとの声も聞かれた

②働き方改革に資する各社の工夫

- ・週休2日の導入のため、**現場事務所に事務員を採用し、内業を支援している**。CAD技能を有しており、とても助かっている。
- ・2024年問題に、会社として以前から取り組んでおり、現場でも**上限時間を設定して個人毎に勤務時間管理**を行っている。
- ・パソコンのログオンログオフで勤務時間を管理し、個人に通知助言する等、必要な対応を行う。
- ・元請として、グリーンサイトや、写真整理可能なソフトウェア等の**IT化で、作業時間を短縮**している。
- ・元請に交渉し**短時間で済む作業はなるべく一日にまとめるよう調整**し無駄に現場への移動時間を発生しないようにしている。

ポイント

- ・発注者において**働き方改革への理解は浸透しつつあるが、依然として公共工事・民間工事ともに課題は残っている**
- ・元請・下請ともに、**働き方改革は若者の入職・定着のため必要であるとの認識が広く見られ、多くの工夫がなされていた**
- ・浸透しつつある理解を足がかりに、**発注者と受注者の共存共栄へ向けてさらなる理解浸透を進める**

→「工期の適正化」についてはP.22～38参照

聴取結果の概要

(4) 価格転嫁

- ・令和5年度は、価格転嫁に関する下請から地整窓口寄せられる相談は前年度に比べ減少した
- ・価格転嫁について協議に応じる意向を見せた発注者・元請も多いが、一方で次のような消極的な声もあった。
- ・1年以内の比較的短い工期が中心であるため、発注者として価格変動条項を設けないとの声もあった。
- ・下請からは「元請に協議しても辛抱するよう求められる」「価格変動条項を使うとしたら訴訟案件」といった声もあった。
- ・元請から、発注者がスライド条項の適用に応じてくれないことについての相談が寄せられたため、整備局での適用例を説明し、発注者との協議の一助とした

ポイント

発注者・元請は価格転嫁の協議には応じる意向を示している（P.3 P.5下請調査参照）ため、まずは協議を行うことが重要。

(5) 賃金引上げ

- ・「若年層のモチベーションのためベースアップを考えている（下請社）」、「ベースアップを含めた給与システムの構築を検討中（元請社）」など、全般に賃金引上げには積極的な姿勢が見られた。
- ・そもそも人材確保のために賃金引上げが必須との見解も見られた。
- ・その一方、「元請との取引単価が何年も変わっていない（下請）」等、賃金引上げの原資を懸念する声もあった。
- ・登録基幹技能者、CCUSレベル4といった要素が賃金に反映されていない実態も見られた。

ポイント

世の中で賃金引き上げの機運は高まっていることから、元請から下請に至るまでの十分な労務費確保による賃金引き上げが望まれる。

聴取結果の概要

(6) 建退共の尊重

- ・前年度に続き、経営事項審査加点も意識し、適正履行に努めている例が多く見られた
- ・民間工事でも下請に証紙を交付している例も見られた一方、民間工事を主体とする元請においては、建退共について全く対応していない例も見られた
- ・対応していない社の担当者も「公共工事では建退共の標識が掲示されている」ことは知っていたため、制度の趣旨を説明し、普及活用に理解を求めた。

ポイント

引き続き、技能者の処遇改善の観点から、公共工事のみならず、民間工事における理解の醸成に努める必要がある。

→P.19「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」参照

(7) インボイス関係

- ・下請からの各種相談に対応し、免税事業者であることを理由に一方的に消費税相当額を差し引くことは、建設業法が禁止する「不当に廉価な請負契約」に該当する可能性があることを説明
- ・相談事例の中には、消費税額を差し引くにあたって何らかの経費を設定している例も見られたが、名称が何であれ一方的な差引は問題があることを説明
- ・そのような取引においては、書面契約が行われていない傾向もあったため、書面契約の徹底も指導した
- ・元請・一次下請に実態を確認したところ、インボイス登録を強要する、消費税額を差し引くといった不適切な取引は見られず、インボイス請求書は請求額と入金額が一致している必要があるためか、インボイス制度開始にあたって、振込手数料を支払額から控除することを改めて、元請側の負担とした事例も見られた

ポイント

引き続き、免税事業者であることを理由に一方的に消費税相当額を差し引くことは、建設業法違反になりうることを啓発する

○「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」の概要 国土交通省

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請 「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第15号）

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

元請への要請 「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第15号）

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付総行第419号・国不企第33号）

- ◎請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第16号）

- ◎法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国・県では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村ではまだ一部にとどまっている状況だが、取り組む自治体は増えている。**

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

中国地方整備局調査(令和6年1月時点)

※カッコ内は、平成30年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成29年度実績)

	導入している	導入していない	導入割合(%)
中国地方 5県	5(2)	0(3)	100%(40%)
中国地方 107市町村	40(12)	67(95)	37%(12%)

○令和4年度までに5県全てが実施済み

- ・導入後においても、混乱はなく、計算方法等の実務的な問い合わせが増える程度にとどまっている
- ・官積算に対し法定福利額が低い受注者に対するヒアリングを実施する等の措置も望まれる

○令和6年1月現在、中国地方5県内の107市町村中40市町村が実施済み

- ・近年導入した市町村においても、混乱はなく、スムーズに実施されているが、今後は受注者が示した請負代金内訳書における法定福利費額と、発注側の計算額とを照合することにより十分な額が確保されているかのチェックも望まれる
- ・実施済みの40市町村中、28市町村はR2時点で未実施、またその内15市町村は「今後も実施する予定はない」意向であった
→**各県が実施したことにより市町村も実施する状況**が見られる（県の基準、システム等に準拠）
- ・今後、**県庁所在地都市、中核市が導入することにより普及が加速することが期待**できる（現在78%が実施）

標準約款における対応

○公共工事標準請負契約約款

(請負代金内訳書及び工程表)

第三条（A） 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示**するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

注（A）は、契約の内容に不確定要素の多い契約等に使用する。

第三条（B） 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示**するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

○建設工事標準下請契約約款

(請負代金内訳書及び工程表)

第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示**するものとする。

※建設工事標準請負契約約款(公共・民間)に関しては右のURLを参照ください

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

○建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付されるため、就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付されることが処遇改善のために重要

○民間工事における普及促進が必要

＜参考＞ 令和3年3月30日国不入企第42号主な民間発注者団体の長宛国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知
「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」

1. 建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要であること。
2. 官民施策パッケージでは、令和3年度から建設キャリアアップシステムを活用した公共工事について、建退共制度に係る掛金充当確認等の履行強化を図るとともに、民間工事についても建設企業による掛金納付・充当の徹底を図ることとし、民間工事を含め、令和5年度から建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針を掲げたところでありますが、建設業者団体あての要請において、民間工事についても、元請事業者等による適切な対応を要請したところでありますので、ご承知おきいただきたいこと。
3. 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されること。

(参考) 建退共とCCUSのデータ連携

電子申請
方式
(通常)

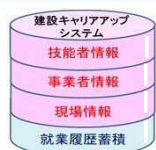


作業員名簿等の各種書類を参照して、
就労実績報告作成ツールに、就労実績
を手作業で入力する



(手作業での入力が不要で実績が正確)

CCUS連携
方式



CCUSに蓄積されたデータを取り
込み、就労実績ファイルを作成

**就労実績報告
作成ツール**

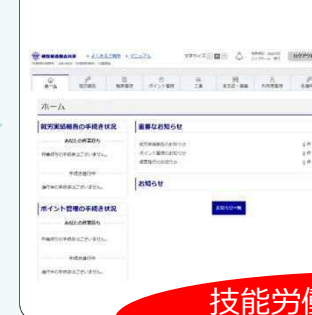
就労状況報告書
(4号 月別様式)

就労実績
ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント

技能労働者



技能労働者に対して、直接、
退職金ポイントを付与

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

(証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要)

頻度の多い相談事項とその回答

- ・工期確保、価格転嫁の協議に発注者が応じないケースが見られる
- ・手形期間の短縮、廃止の方向性は少しずつ知られてきており、具体的な質問が見られるようになった

寄せられた相談の内容

○令和5年度適正工期・適正価格関係相談件数 16件の内訳（R6.1.31現在）
適正工期・・・6件（通報2件含む） 価格転嫁・・・1件 手形関係・・・4件 インボイス関係・・・5件

○実際の相談例（抄出）

Q：元請が自社の手柄とするために無理に前倒した工程を強要しようとしている。

A：**無理な工期は働き方改革に逆行し、工事品質も安全性も低下する。**元下が対等に協議し適正な工期とされたい。

Q：官公庁の発注工事で、全体スライド条項に基づく材料価格高騰分増額の協議で、発注者の判断が厳しい。

A：中国地方整備局の対応事例を知らせる。発注者との協議にあたって参考にされたい。

Q：民間発注者が、**120日をはるかに超える長期の手形**を発行した。元請として、下請への支払にあたって苦慮している。

A：そのような長期手形は「発注者ガイドライン※1」9.(3)でも、下請への支払に悪影響を及ぼす懸念があり望ましくないとされている。そうした事情を説明し、発注者に理解を求めているかどうか？

Q：「建設業法令遵守ガイドライン※2」10-2にある手形払いにあたっての「現金化にかかる割引料等のコストや手形サイトに配慮することが必要」とは、具体的にはどういう意味か？

A：手形を支払期日前に**現金化する際にかかる手数料は、手形サイトが遅いほど高額となり、下請事業者にとって不利となる**ので、それを勘案して元下双方、十分協議して決定することを求めているものである。

※1発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン ※2元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

ポイント

- ・著しく短い工期の禁止、発注者に対する調査や勧告・公表の制度を周知することで適正工期を普及させる
- ・元請は現金払いが進む傾向が見られる（P.5参照）が、民間発注者、一部元請の長期手形について、引き続き短縮・現金払いへの転換を促す

頻度の多い相談事項とその回答

- ・未だに元請の誤解により建設国保から健康保険へ加入替えを指導された、との相談もある
- ・発注者が法定福利費の意義を理解していない状況も依然として見られる

寄せられた相談の内容

○令和5年度社会保険関係相談件数28件の内訳（R6.1.31現在）

加入義務関係・・・9件（通報1件含む）内訳（元請）・・・3件（下請）・・・4件（公共発注者）・・・2件

法定福利費・・・13件 現場入場等確認関係・・・4件 労災保険・・・1件 社会保険料支払・・・1件

○実際の相談例（抄出）

Q：法定福利費は現場作業員の社会保険料のうち事業主負担分と理解するが、現場で施工監理に従事する者はどう扱うべきか？

A：一般的には法定福利費は現場管理費の一部であるので、施工監理の位置づけをもとに判断されたい。

Q：適切に法定福利費を計上しているか確認するために内訳を求めても、下請は開示したがない。どのように指導すべきか？

A：内部情報を求めているのではなく、下請に法定福利費を行き渡らせるために求めていることを説明し、理解を促してはどうか。

Q：公共工事同様に、**民間工事でも内訳明示しようと思っている。同様な率で考えてよいのか？**

A：基本的には社会保険の料率によるので、公共工事と民間工事で率が変わるものではない。

Q：現場入場箇所を細かくわけている場合、同一の作業員が異なるパートに入場する都度、加入確認する必要があるのか？

A：元請が全体を同一のシステムで情報管理している等の合理的な事情があれば、入場する都度の加入確認は必要ない。

Q：**なぜ施主が建設業者の作業員の社会保険料を負担しなければならないのか？**

A：**作業員の社会保険料の事業主負担分は、工事原価の一部である。上乗せされているわけではない**ので、ご理解いただきたい。

Q：請負契約書における労務費の記載はいかにすべきか。

A：請負契約書に労務費の明記は義務づけられていないが、見積にあたっては労務費等を明らかにするよう努めなければならない。

（法第20条第1項）

ポイント

- ・法定福利費確保は公共工事に限ったルールではなく、公共民間の別なく適用されるべきであること、「上乗せ」ではなく原価構成要素であることについて理解を促進する

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用 →建設業は令和6年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) ○年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません (参考)自然災害が発生した場合の支援や制度について(労働基準関係) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00177.html 建設業時間外労働上限規制Q&A https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf 同追補版 https://www.mhlw.go.jp/content/001183174.pdf

☆適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト「はたらきかたススめ」厚生労働省動画
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html ※動画あり(約3分)

建設業における時間外労働規制の見直し②(新・担い手3法)

長時間労働の是正 → 新・担い手3法※における新たな課題に位置づけ

注文者

通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

- ・違反した場合、**勧告**
- ・従わないときは、その旨を**公表**

※建設業者の場合は監督処分

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

新・担い手3法(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一体的改正)

<参考>

建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。

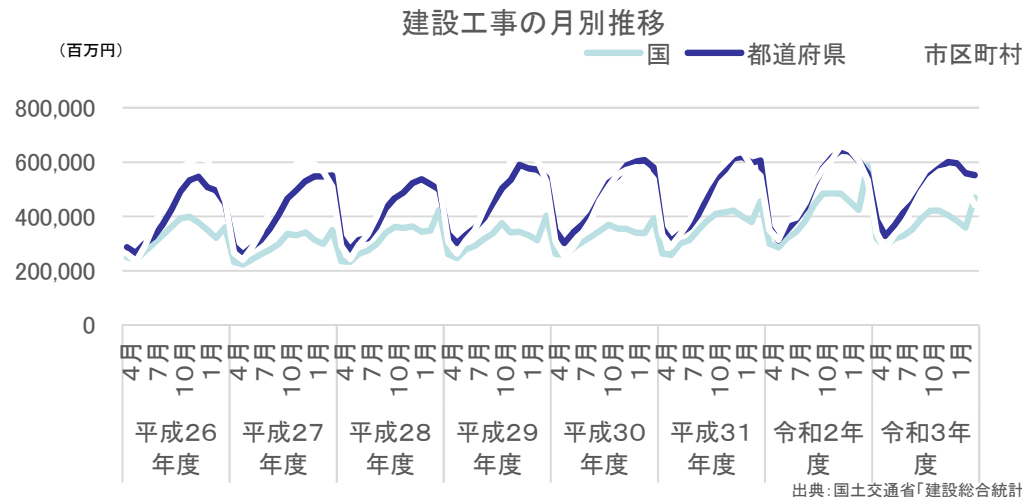


平準化

<入契法にて措置>

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記(※)**

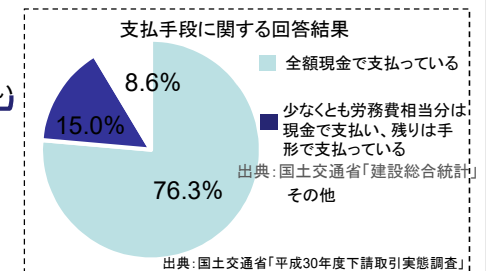
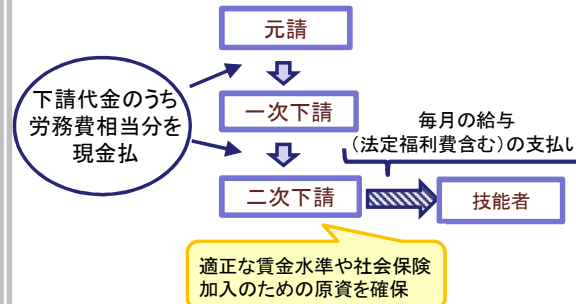
(※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



処遇改善

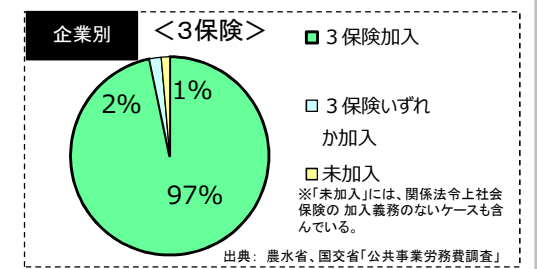
下請代金のうち**労務費相当分について現金払**

➡ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



※省令事項として位置付け

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- | | | |
|--------------------|--------------------------|---------------------|
| (1) 背景 | (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 | (4) 本基準の趣旨 |
| (2) 建設工事の特徴 | (i) 公共・民間工事に共通する基本的な考え方 | (5) 適用範囲 |
| (i) 多様な関係者の関与 | (ii) 公共工事における考え方 | (6) 工期設定における受発注者の責務 |
| (ii) 一品受注生産 | (iii) 下請契約 | |
| (iii) 工期とコストの密接な関係 | | |

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、
施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるもの
を優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
- (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
- (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野 (2) 鉄道分野 (3) 電力分野 (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第二十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して、 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについては、 契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、 工程ごとの作業及びその準備に 必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

(参考)

適正工期見積運動(全建)

<https://www.zenken-net.or.jp/news/230921/>

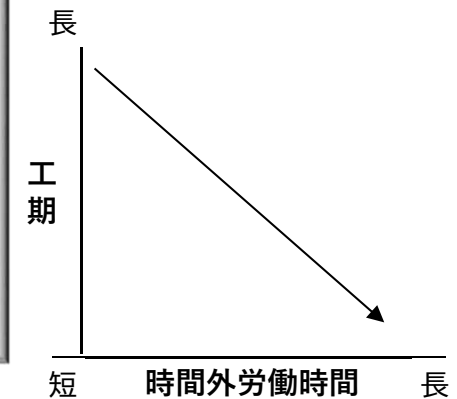
著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）①

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

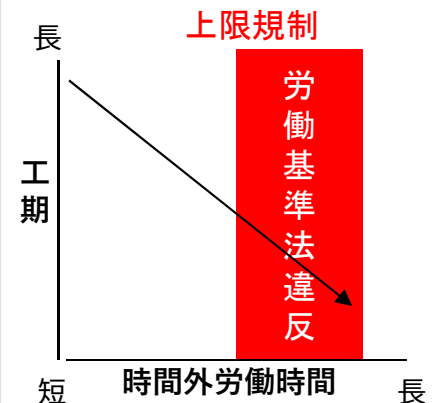
【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「**建設工事の工期に関する基準**」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）**等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和6年4月～）



著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い**場合、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

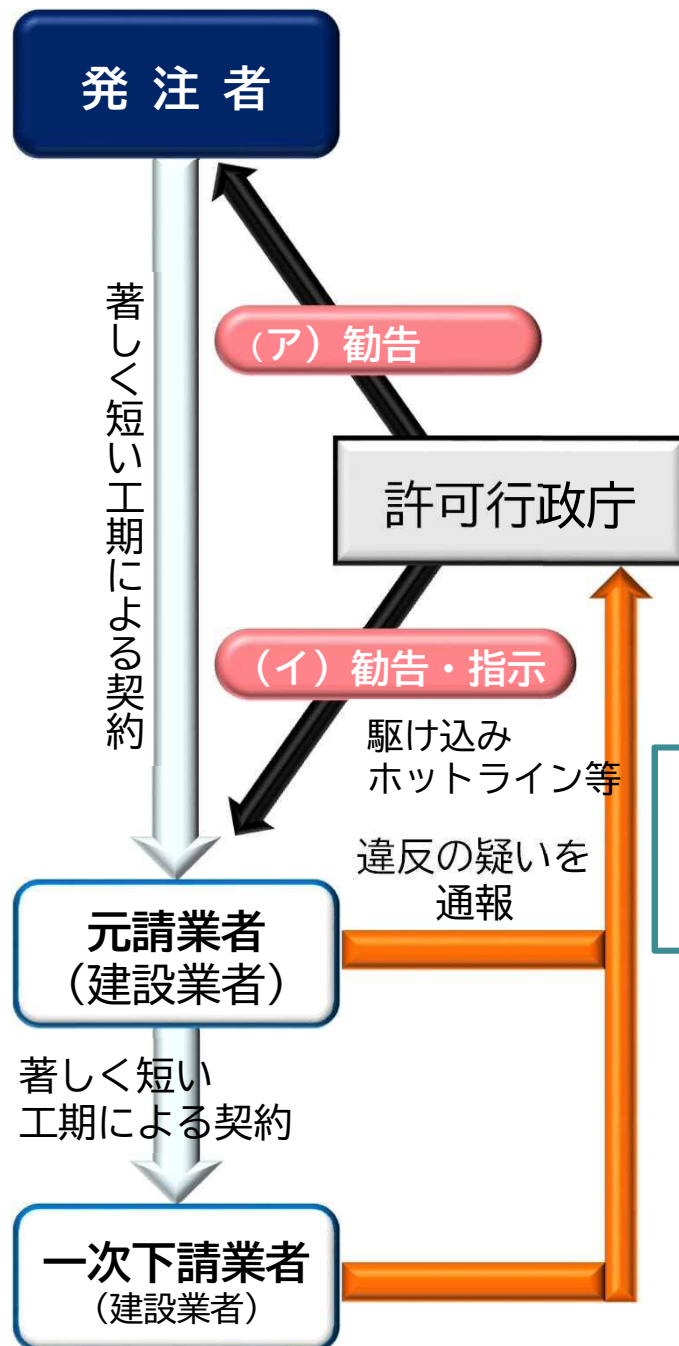
時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

発注者・元請への啓発

○「モニタリング調査」

元請を直接訪問して実施するヒアリングとして、**適正工期の確保に特化した調査**を各地方整備局が実施。労働局担当者が同行し、下請へのしわ寄せ状況などに目配りする。

○「建設業関係労働時間削減推進協議会」

都道府県別に労働局が主催する。従来の地方整備局や建設業団体に、地元の経済団体など**民間発注者団体**を加え、**地域の建設関係者全体で意思疎通**する。

罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
 - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
 - ・工期設定の指針等を見直し
 - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
 - ・新たな経費補正措置の立案を検討
 - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点

※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）

※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において
各地方公共団体に対して直接働きかけ

国土交通省 働きかけ



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について
経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- ・地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携

- ・調査対象：発注者・元請業者

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】

PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

【動画掲載先】

■はたらきかたススめ特設サイト
URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省YouTube

URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

URL (3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

働き方改革推進に係る広報ポスター→



直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)



現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

① 週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正

② 工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正

③ 柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】

出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討

④ 経費補正の修正【令和5年度に検討】

月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）

⑤ 他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化 ※中国5県の公共発注者は一斉閉所に取り組中

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針

R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度以降

本官工事

※北海道開発局においては、本官工事のうち2.5億円以上のものを対象

発注者指定 完全週休2日（土日祝日閉所）

発注者指定 週休2日

※仕様書、監督・検査の基準類、工期設定指針を改正

受注者希望

月単位での週休2日の実現を目指す

※柔軟な休日の設定や経費補正の修正をR5に検討

分任官工事

※北海道開発局においては、2.5億円未満の本官工事及び分任官工事を対象

発注者指定 週休2日

50%目標

70%目標

※仕様書、監督・検査の基準類、工期設定指針を改正

受注者希望 週休2日

月単位での週休2日の実現を目指す

※柔軟な休日の設定や経費補正の修正をR5に検討

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...
準備	式	1										
道路土工	m ³	10,000										
排水構造物工	m	500										
舗装工	m ²	5,000										
付帯施設工	式	1										
区画線工	式	1										
後片付け	式	1										

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例（福岡県内の道路改良工事の場合）＞

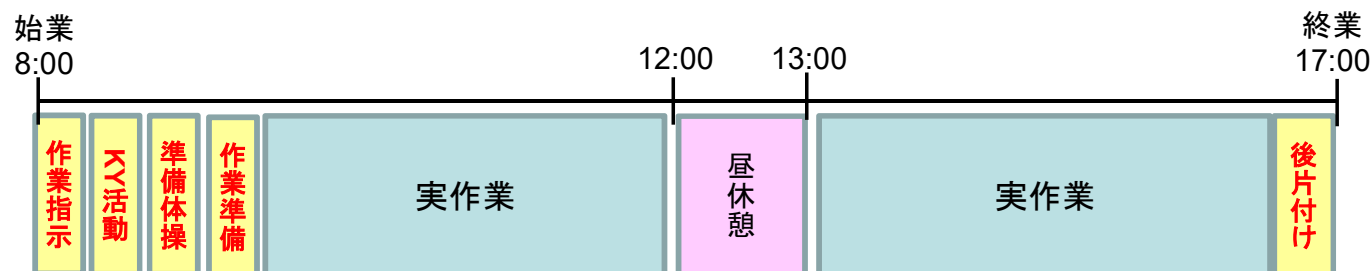
・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α（19日 + α 増加※）

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78% → 89%

時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

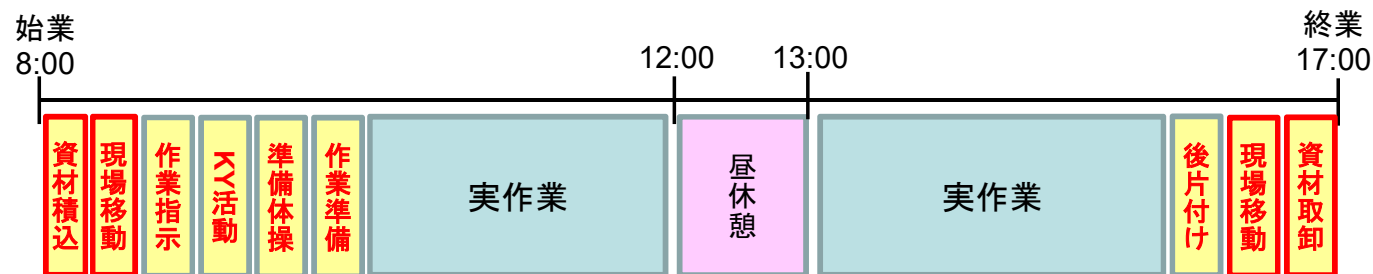
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

調査概要及び主な調査結果

国土交通省では、建設業の働き方改革を推進するにあたって、特に民間工事における取組を強化していくこととしており、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」を実施した。

調査対象：＜建設企業＞建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体（116団体）の各団体会員企業

：＜発注者＞電気・鉄道・住宅・不動産業界の大手企業42社

調査時点：令和5年1月19日現在（令和4年1月以降に請け負った工事）

調査項目：主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組

回答企業数：＜建設企業＞2,182社　＜発注者＞42社

〔主な調査結果〕

○注文者から提案された工期について、「妥当な工期の工事が多かった」と回答した建設企業が59%と最も多かったものの、「妥当な工期」における実際の現場閉所率は、「4週4閉所」や「4週6閉所」が多く、**「4週8閉所以上」は19%にとどまった。**

○最終的な工期の設定では、**「注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い」の回答が22%**を占めており、請負階層別に見ると、下請企業で特にその割合が高い傾向にあった。また、「注文者と協議を行うが、**受注者の要望は受け入れられないことが多い**」と回答した建設企業のうち、「4週4閉所（未満）」が56%を占めた。

○建設工事従事者の残業時間については、技術者の場合は13%、技能者の場合は5%の建設業者が月当たり平均残業時間45時間超となった。特に**完成工事高が50億円以上の建設企業においては、技術者の平均残業時間45時間超との回答が35%**を占めている。

※調査結果の詳細は以下のページ

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html

調査結果から導かれるポイント(1/2)

■発注者から「妥当な工期」の提示は多いが、「4週8閉所」は少ない

発注者から提示された工期について、「妥当な工期」の回答が最も多く占めました。

しかし、「妥当な工期」のうち、37%が「4週6閉所」、26%が「4週4閉所」と、4週6閉所以下の回答が4分の3程度を占めました。

「4週8閉所」相当を確保することを目標とし、適正な工期設定を引き続きお願いします。

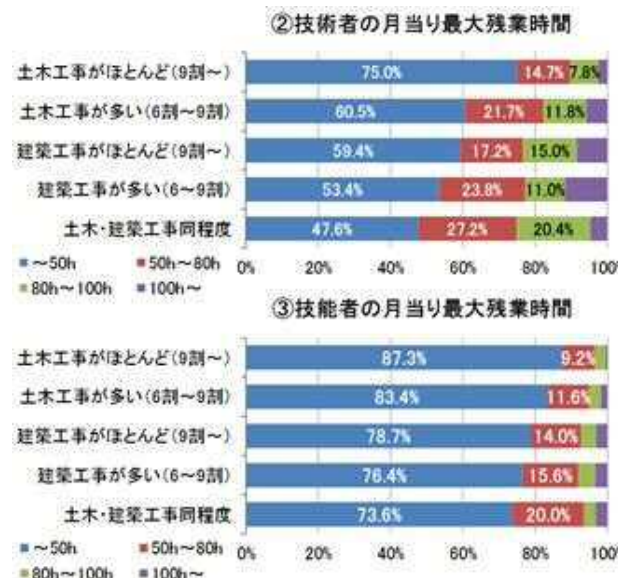


■技術者・技能者とも月当たり最大残業時間が100時間超も見られる

技術者・技能者の月当たり最大残業時間について、「0～50時間」が最も多いものの、月当たり最大残業時間が100時間超の回答も見られました。

技能者に比べて、技術者の残業時間が長い傾向にあり、また建築工事が主である建設企業では、土木工事が主の建設企業に比べて「0～50時間」の割合が少なく、「50～80時間」および「80時間～」の割合が多くなっています。

令和6年4月の罰則付き時間外労働上限規制の適用に向け、働き方改革の更なる普及・促進が必要です。

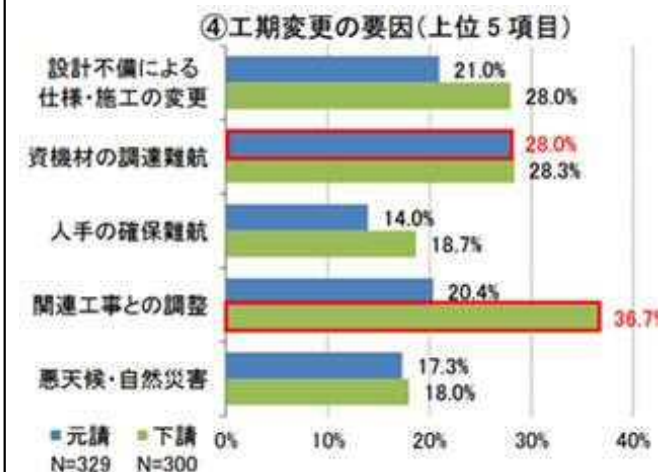


■工期の変更要因として「関連工事との調整」及び「資機材の調達難航」が多い

実際に工期の変更があった要因について、

元請企業は「資機材の調達難航」の回答が、また下請企業の場合には「関連工事との調整」の回答が最も多い結果となりました。

このような工期変更を未然に防ぎ、当初発注時から適正な工期を確保するためには、下請企業を含めた工事全体の工程管理を適切に行うとともに、近年の資機材の納入遅れ等を考慮した工期設定が重要です。



*** 下請工事及び資機材調達等、全体を見渡した工期設定が必要**

調査結果から導かれるポイント(2/2)

■「注文者－受注者間の協議」が適正な工期設定に繋がる

工期設定の際に、受発注者間で協議を行い、受注者の要望が受け入れられた場合には「妥当な工期」の割合が82%でした。

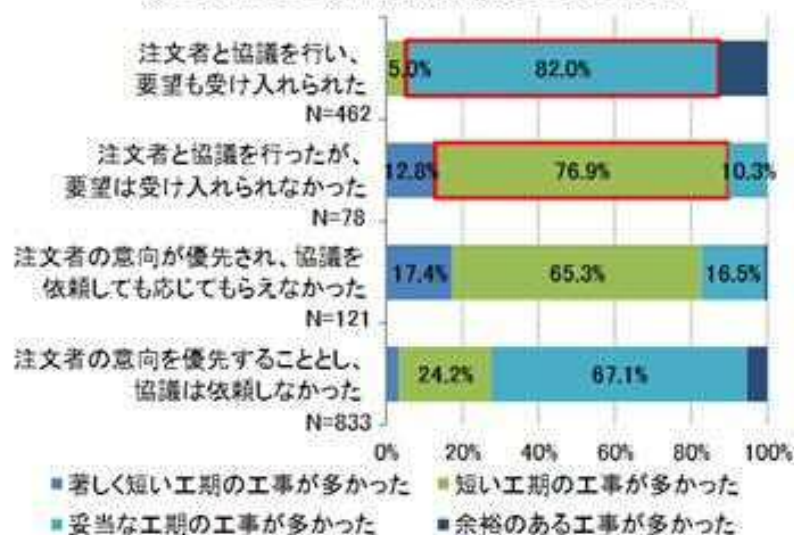
しかし要望が受け入れられなかった場合には、「短い工期」の割合が77%を占めました。

受注者側の事情等への理解を含め、受発注者間でしっかりと協議を行うことで、適正な工期の設定に一步步近づきます。

また発注者(施主)においても、適正な工期設定に必要な取組として、「受注者が、発注者に対して適正な工期を説明すること」を挙げられています。

受発注者間で積極的に協議を実施し、協働して適正な工期設定を推進していきましょう。

⑤ 工期設定における協議状況と工期の関係



■資材価格等の高騰による影響がある場合には契約変更の検討を行う

近年の資材・原油価格の高騰等による影響を受けた工事は全体の76%を占めていました。

このうち、下請企業(一次、二次以降)はそれぞれ54%、58%が「注文者(元請)へ契約変更協議を申し出」しているものの、実際の契約変更については「行われなかった」との回答が34%、33%と多くなっています。また「全て契約変更」が行われたのは、14%、10%に留まっています。

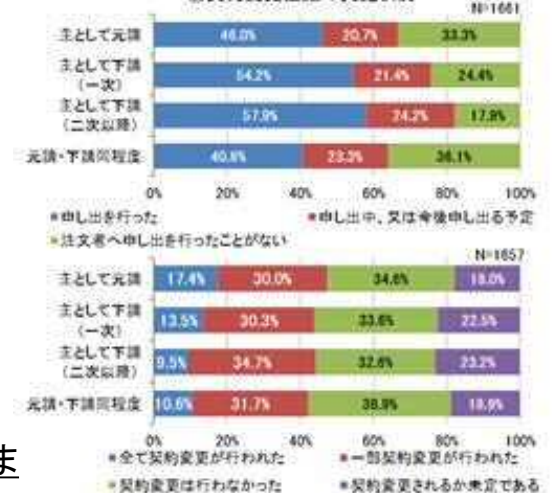
資機材の価格変動が激しく、受注者にとって大きな負担になることが想定されます。

契約後の状況に応じて、受発注者間で適切に協議を行い、必要な契約変更を実施しましょう。

⑥ 資材・原油価格等の高騰の影響



⑦ 契約変更協議の実施状況



- * 受発注者間の積極的な協議で適正工期確保を！
- * 契約後に資材価格高騰の影響を受けた場合も速やかな協議を！

<建設業における働き方改革推進のための事例集>

1. 建設現場における生産性向上に向けた取組

○新技術を活用した生産性向上の取組が進められている

- ・BIM/CIM
- ・MR(複合現実) ゴーグルを通じて現実空間にデジタル映像を重ねて施工イメージを共有
- ・施工監理アプリにより書類授受を省力化
- ・ICT建機の活用による省力化

2. 経営効率化に向けた取組

○事務作業の効率化(経費精算システム、電子契約、専門的事務の外部委託、経理システム導入等)

- ・経費精算システム導入により現場入力により精算を迅速化
- ・電子契約は契約に要する時間やコストも削減できるとともに契約のデータベース化にも寄与

3. 長時間労働の是正に向けた取組

○長時間労働の原因を解消していく取組

- ・綿密な工程計画によるリスク回避
- ・勤怠管理の電子化、独自休暇等の導入
- ・建設ディレクター導入により書類作成を内業事務員が分担(建設ディレクターについては次ページ参照)

○時間外労働規制によるプラス面にも着目すべき

- ・**若者が魅力を感じられる建設業へと業界環境を改善する**
- ・時間外労働の是正によって作業員の**良好な健康状態を維持し、労働災害の防止**につなげる

現場技術者の書類作成等の負担を軽減する「建設ディレクター」

(一社)建設ディレクター協会の許諾をいただき作成



現場とオフィスをつなぐ、

既存社員 or 新規採用

「建設ディレクター」を御社で育成しませんか



建設ディレクター育成講座申し込み受付中

2024年4月残業規制適用迫る！

01 技術者の残業が削減

建設ディレクターはリクルートに強い！

02 若手人材の採用

脱雇人化の働き方へ

03 チームで働く組織へ

ITとコミュニケーションで現場を支える！



一般社団法人 建設ディレクター協会

「建設ディレクター」どのように導入されましたか？

現場で働く建設ディレクターの声

A 社の場合 職務転換パターン

既存の職員を社内で配置換え

社内業務を効率化するため、従来は営業事務を行っていた社員を建設ディレクターとして、現場監督の書類業務及び現場業務をサポートに配置転換。建設ディレクターの業務をこなしながら、現場間から吸い上げた課題のキャッチアップなど社内間に散乱する問題を可視化の役割も担っている。



B 社の場合 新規採用パターン

新しく書類業務専任として配置

かねてよりの課題であった技術者負担の書類業務のみを取り扱う事務として建設ディレクターの導入を決定。事務志望の豊富な人材から採用を決定。技術者から業務書類を移行中。また業界未経験者の為、先入観なく前職の経験から俯瞰的な意見を述べてくれることが多く皆の視野が広がっていくのを感じる。



C 社の場合 職域拡大パターン

一般事務員に業務を追加

一般事務の業務内容に整備の余地があるのではと思い、業務洗い出しを行ったところ通常業務時間が削減できた。その捻出された時間を建設ディレクターとして現場支援業務を充当した。一般事務の事務処理能力の活用ができています。



建設ディレクターが仲介役のような立場で現場に出入りして、私たち女性ならではのやり方で、挨拶やちょっとした声掛けをするだけで、建設現場の方々とコミュニケーションが円滑になると感じます。それに、他の建設現場のアイデアや、ICTなどの先進技術を利用する場面を目にする機会も増えたので、社内では、こういったアイデアも共有して、仕事の効率化に役立っています。

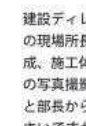


新潟県 S さん



長野県 K さん

受講前はデスク上での数値処理が中心でしたが、受講後もっと詳しくなりたいと思い現場見学に行ったところ、外からは見えない建設業の底力に圧倒され「私も現場の役に立ちたい」という気持ちが強くなりました。



建設ディレクター部

建設ディレクター部に所属し、橋梁耐震や河川復旧工事の現場所長に就いて、コンクリートの管理や注文書の作成、施工体制や品質管理に関する書類作成、過積載対策の写真撮影や出来形管理などを行っています。最近は所長と部長から勉強のためと動いてもらったので、規模は小さいですが施工計画書作成にもチャレンジしています。仕様書をしっかりと読み込まなきゃいけないことを痛感していますが、とっても楽しいです。



広島県 T さん



新潟県 K さん

今後 ICT の建設機械導入やドローンの活用が進んでいく中で、土木に関する知識だけではなく情報通信関係の知識も必要になり、現場担当者とのコミュニケーション能力がより重要になるかと思っています。多様な人材が必要になっていくこれらの建設業界において、社内に適材適所で活躍できる場を設け、社内の人間がやりがいを感じる環境づくりを行っていききたいと考えています。

Q. 講習内容のわかりやすさは？



Q. 講習内容が業務に役立ったと感じたか？



▲ 受講生アンケートより

建設ディレクターは協会は建設業界の人材育成と雇用創出をミッションとしています。書類業務の社内アウトソースだけでなく常に改善の余地がないか現場間に入り込み課題をキャッチアップするような講習も設けております。法規制、社会の需要と共に変化していく最新情報の発信や定期的な勉強会、経営者交流会など受領企業や会員自身がアップデートできるように受講後も KDC (建設コミュニケーションセンター) でサポートしています。

☆書類作成やデータ整理に関する生産性向上方策の一例

「建設ディレクター」(技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材)を育成することで、技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に資する取組

(一社)建設ディレクター協会資料から抄出 <https://kensetsudirector.com/>

(4)建設キャリアアップシステムレベル別年収 を踏まえた賃上げに向けた取組について

開催概要

日時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比；+5.2%（平成24年度比；+65.5%）

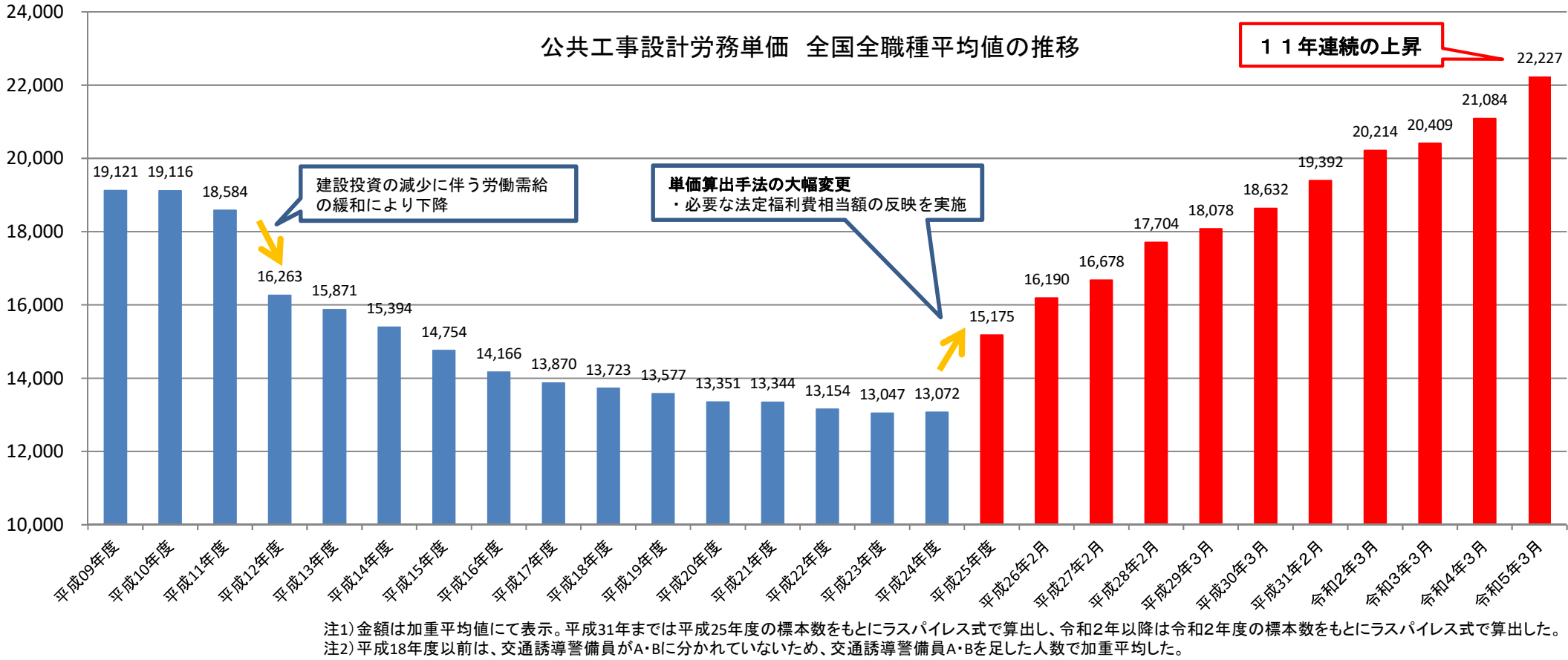
主要12職種※（20,822円） 令和4年3月比；+5.0%（平成24年度比；+65.5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+4.0%	運転手（一般）	21,859円	+5.8%
普通作業員	20,662円	+5.7%	型枠工	27,162円	+3.8%
軽作業員	15,874円	+6.3%	大工	26,657円	+4.9%
とび工	26,764円	+4.8%	左官	25,958円	+4.0%
鉄筋工	26,730円	+3.6%	交通誘導警備員A	15,967円	+7.1%
運転手（特殊）	25,249円	+5.7%	交通誘導警備員B	13,814円	+6.3%

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



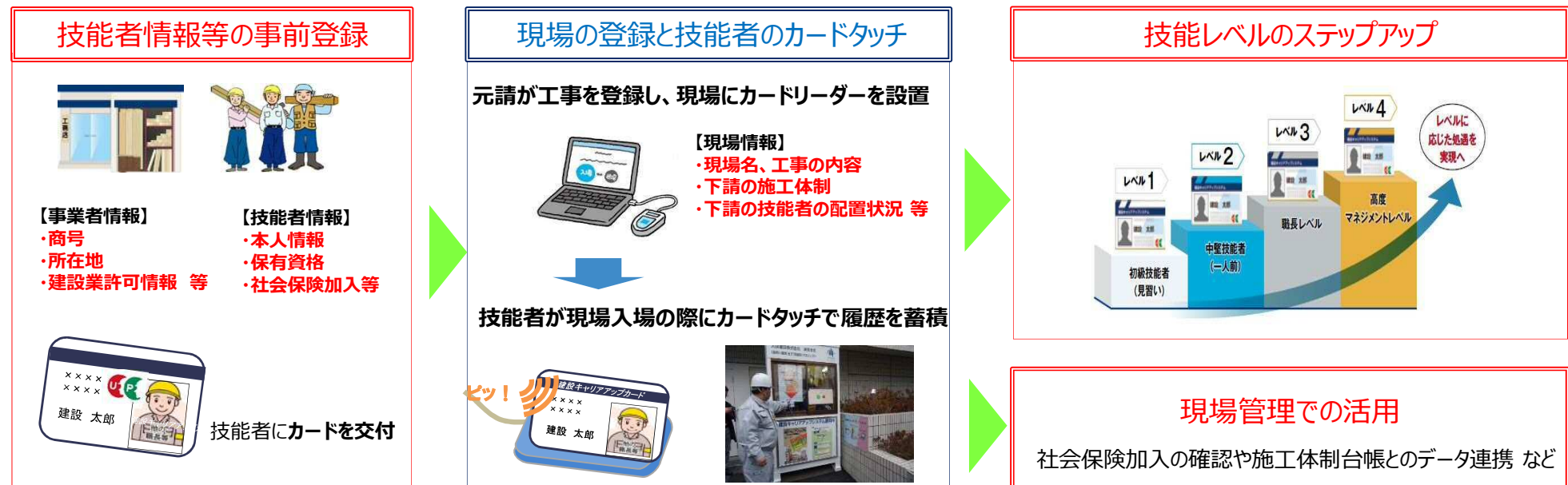
参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	+65.5%

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

- 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

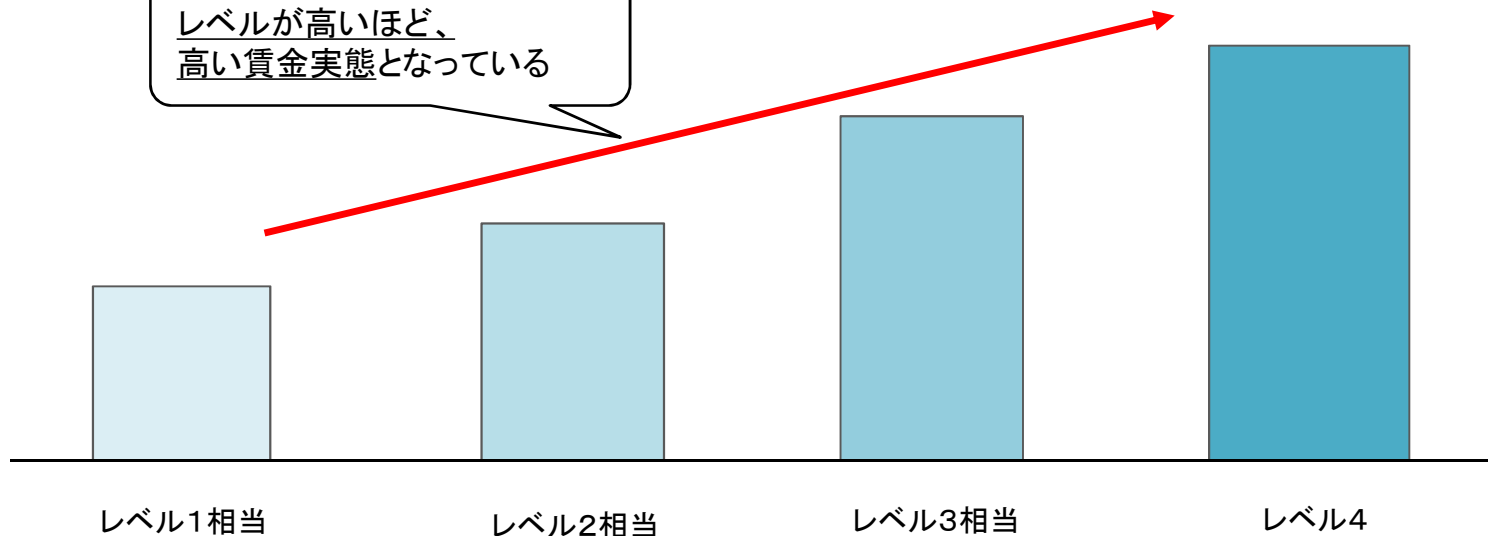
※ 令和4年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1～3)より約15%高い実態

CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。

各レベルの賃金実態 (イメージ)

レベルが高いほど、
高い賃金実態となっている



(参考) レベル別技能者数
2023年2月末時点

レベル1(白)
1,017,675人

レベル2(青)
13,020人

レベル3(銀)
12,395人

レベル4(金)
46,385人

CCUSレベル別年収の概要

国土交通省による試算

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・ CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・ 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
・ 「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

CCUSレベル別年収① 国土交通省による試算

能力評価分野	レベル1			レベル2			レベル3			レベル4					
	下位	～	中位	～	上位	下位	～	中位	～	上位	下位	～	中位	～	上位
電 気 工 事	3,150,000	～	4,250,000	～	5,350,000円	3,750,000	～	5,030,000	～	6,310,000円	4,330,000	～	5,880,000	～	7,430,000円
橋 梁	4,530,000	～	6,070,000	～	7,620,000円	5,280,000	～	6,990,000	～	8,690,000円	5,870,000	～	7,830,000	～	9,790,000円
造 園	3,260,000	～	4,430,000	～	5,600,000円	3,680,000	～	4,860,000	～	6,050,000円	3,790,000	～	5,240,000	～	6,690,000円
コンクリート圧送	3,740,000	～	4,990,000	～	6,230,000円	4,220,000	～	5,620,000	～	7,020,000円	4,400,000	～	6,110,000	～	7,820,000円
防 水 施 工	3,710,000	～	4,980,000	～	6,250,000円	4,330,000	～	5,730,000	～	7,120,000円	4,810,000	～	6,420,000	～	8,020,000円
トンネル	4,530,000	～	6,080,000	～	7,630,000円	5,290,000	～	6,990,000	～	8,690,000円	5,870,000	～	7,830,000	～	9,790,000円
建設塗装	3,720,000	～	4,990,000	～	6,250,000円	4,340,000	～	5,730,000	～	7,130,000円	4,810,000	～	6,420,000	～	8,030,000円
左 官	3,570,000	～	4,790,000	～	6,010,000円	4,170,000	～	5,510,000	～	6,850,000円	4,630,000	～	6,180,000	～	7,720,000円
機 械 土 工	3,790,000	～	5,050,000	～	6,310,000円	4,270,000	～	5,690,000	～	7,110,000円	4,460,000	～	6,190,000	～	7,920,000円
海上起重	3,840,000	～	5,210,000	～	6,580,000円	4,330,000	～	5,720,000	～	7,110,000円	4,460,000	～	6,160,000	～	7,870,000円
P C	4,530,000	～	6,070,000	～	7,620,000円	5,280,000	～	6,990,000	～	8,690,000円	5,870,000	～	7,830,000	～	9,790,000円
鉄 筋	3,680,000	～	4,930,000	～	6,190,000円	4,290,000	～	5,670,000	～	7,060,000円	4,770,000	～	6,360,000	～	7,950,000円
圧 接	3,680,000	～	4,930,000	～	6,190,000円	4,290,000	～	5,670,000	～	7,060,000円	4,770,000	～	6,360,000	～	7,950,000円
型 枠	3,740,000	～	5,010,000	～	6,290,000円	4,360,000	～	5,770,000	～	7,170,000円	4,840,000	～	6,460,000	～	8,080,000円
配 管	3,080,000	～	4,160,000	～	5,240,000円	3,670,000	～	4,930,000	～	6,190,000円	4,240,000	～	5,760,000	～	7,270,000円
と び	3,680,000	～	4,940,000	～	6,200,000円	4,300,000	～	5,680,000	～	7,070,000円	4,770,000	～	6,370,000	～	7,960,000円

<注> ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は、上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成

CCUSレベル別年収② 国土交通省による試算

能力評価分野	レベル1			レベル2			レベル3			レベル4										
	下位	～	中位	～	上位	下位	～	中位	～	上位	下位	～	中位	～	上位					
内装仕上工事	3,750,000	～	5,030,000	～	6,320,000円	4,380,000	～	5,790,000	～	7,200,000円	4,860,000	～	6,490,000	～	8,110,000円	5,540,000	～	7,100,000	～	8,670,000円
サッシ・CW	3,830,000	～	5,140,000	～	6,440,000円	4,470,000	～	5,910,000	～	7,340,000円	4,960,000	～	6,620,000	～	8,270,000円	5,650,000	～	7,250,000	～	8,840,000円
建築板金	3,760,000	～	5,040,000	～	6,320,000円	4,380,000	～	5,790,000	～	7,210,000円	4,870,000	～	6,490,000	～	8,120,000円	5,550,000	～	7,110,000	～	8,670,000円
外壁仕上	3,570,000	～	4,790,000	～	6,010,000円	4,170,000	～	5,510,000	～	6,850,000円	4,630,000	～	6,180,000	～	7,720,000円	5,280,000	～	6,760,000	～	8,250,000円
ダクト	2,960,000	～	4,000,000	～	5,030,000円	3,520,000	～	4,730,000	～	5,940,000円	4,070,000	～	5,530,000	～	6,980,000円	4,520,000	～	5,880,000	～	7,230,000円
保温保冷	3,290,000	～	4,440,000	～	5,590,000円	3,910,000	～	5,250,000	～	6,590,000円	4,520,000	～	6,140,000	～	7,760,000円	5,020,000	～	6,530,000	～	8,040,000円
グラウト	3,610,000	～	4,820,000	～	6,020,000円	4,080,000	～	5,430,000	～	6,780,000円	4,250,000	～	5,900,000	～	7,550,000円	5,090,000	～	6,790,000	～	8,490,000円
冷凍空調	3,390,000	～	4,570,000	～	5,760,000円	4,030,000	～	5,410,000	～	6,790,000円	4,660,000	～	6,320,000	～	7,990,000円	5,170,000	～	6,720,000	～	8,280,000円
基礎ぐい工事	3,610,000	～	4,820,000	～	6,020,000円	4,080,000	～	5,430,000	～	6,780,000円	4,250,000	～	5,900,000	～	7,550,000円	5,090,000	～	6,790,000	～	8,490,000円
タイル張り	3,030,000	～	4,060,000	～	5,100,000円	3,530,000	～	4,670,000	～	5,810,000円	3,920,000	～	5,240,000	～	6,550,000円	4,470,000	～	5,730,000	～	6,990,000円
消防施設	3,080,000	～	4,160,000	～	5,240,000円	3,670,000	～	4,930,000	～	6,190,000円	4,240,000	～	5,760,000	～	7,270,000円	4,710,000	～	6,120,000	～	7,540,000円
建築大工	3,670,000	～	4,920,000	～	6,170,000円	4,280,000	～	5,660,000	～	7,040,000円	4,750,000	～	6,340,000	～	7,930,000円	5,420,000	～	6,940,000	～	8,470,000円
硝子工事	3,410,000	～	4,580,000	～	5,740,000円	3,980,000	～	5,260,000	～	6,550,000円	4,420,000	～	5,900,000	～	7,370,000円	5,040,000	～	6,460,000	～	7,880,000円
土工	3,610,000	～	4,820,000	～	6,020,000円	4,080,000	～	5,430,000	～	6,780,000円	4,250,000	～	5,900,000	～	7,550,000円	5,090,000	～	6,790,000	～	8,490,000円
ウレタン断熱	3,290,000	～	4,440,000	～	5,590,000円	3,910,000	～	5,250,000	～	6,590,000円	4,520,000	～	6,140,000	～	7,760,000円	5,020,000	～	6,530,000	～	8,040,000円
発破・破砕	4,230,000	～	5,670,000	～	7,120,000円	4,940,000	～	6,530,000	～	8,120,000円	5,480,000	～	7,310,000	～	9,140,000円	6,250,000	～	8,010,000	～	9,770,000円

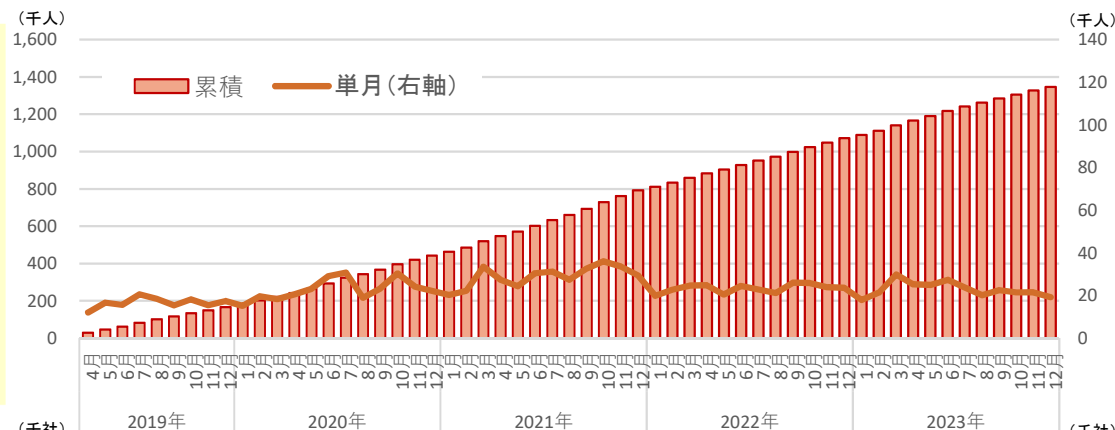
<注> ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は、上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成

建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年12月末)

技能者の登録数

134.6万人が登録

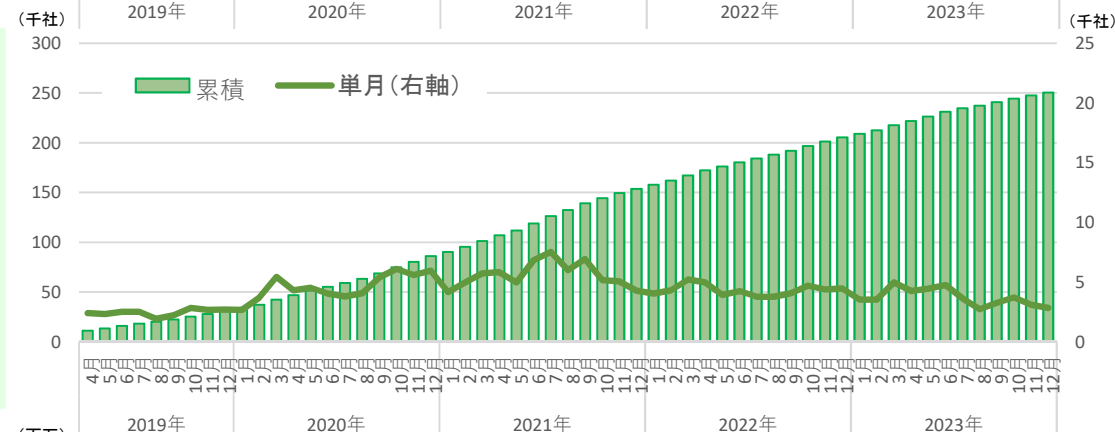
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

25万社が登録

※うち一人親方は8.2万社

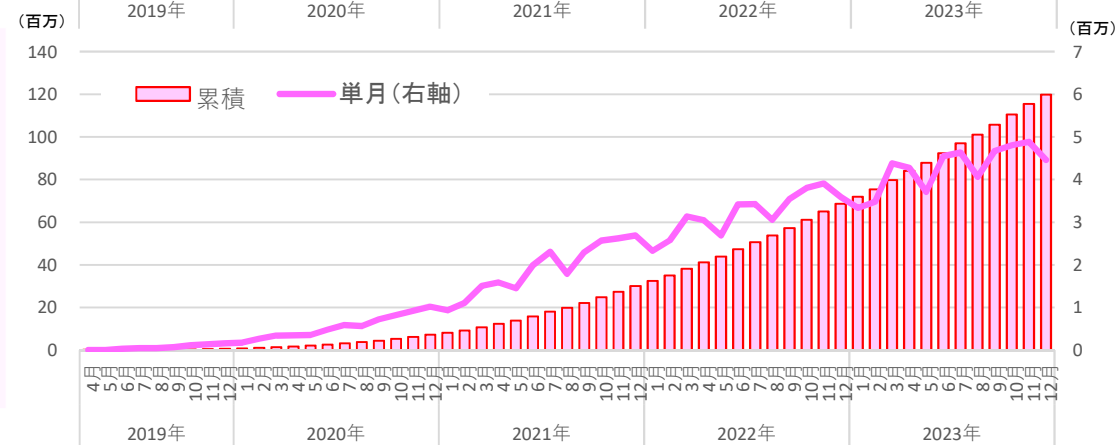


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 10,000万突破

※12月は460万履歴を蓄積
(前月からの減少は年末年始要因)



出所:建設業振興基金データより国土交通省

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、40道府県が企業評価を導入
政令指定都市は17市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(本年1月)、現場利用をさらに促進

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用
(公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用開始

技能レベルを反映した手当て支給の普及

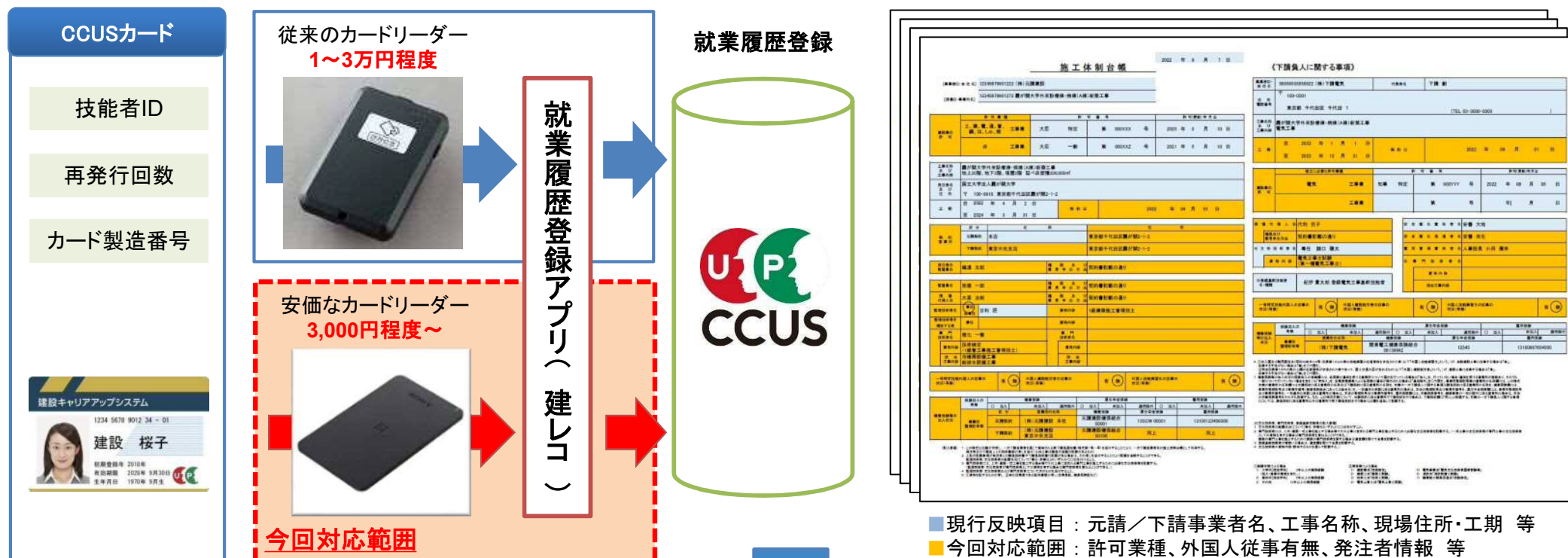
- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開(現在、50社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、施工体制台帳等※へデータが反映できるようシステムを改修

※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

カードリーダー改修

施工体制台帳等改修



- 今回改修を実施することで、システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上を実現、利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。

- 本年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を本年中に提供開始
- **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積**できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- CCUS新規登録事業者**にカードリーダーの無償貸与を実施（建設業振興基金にて継続）**

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。
（相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知）

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金（2/3補助）の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- 能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**本年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

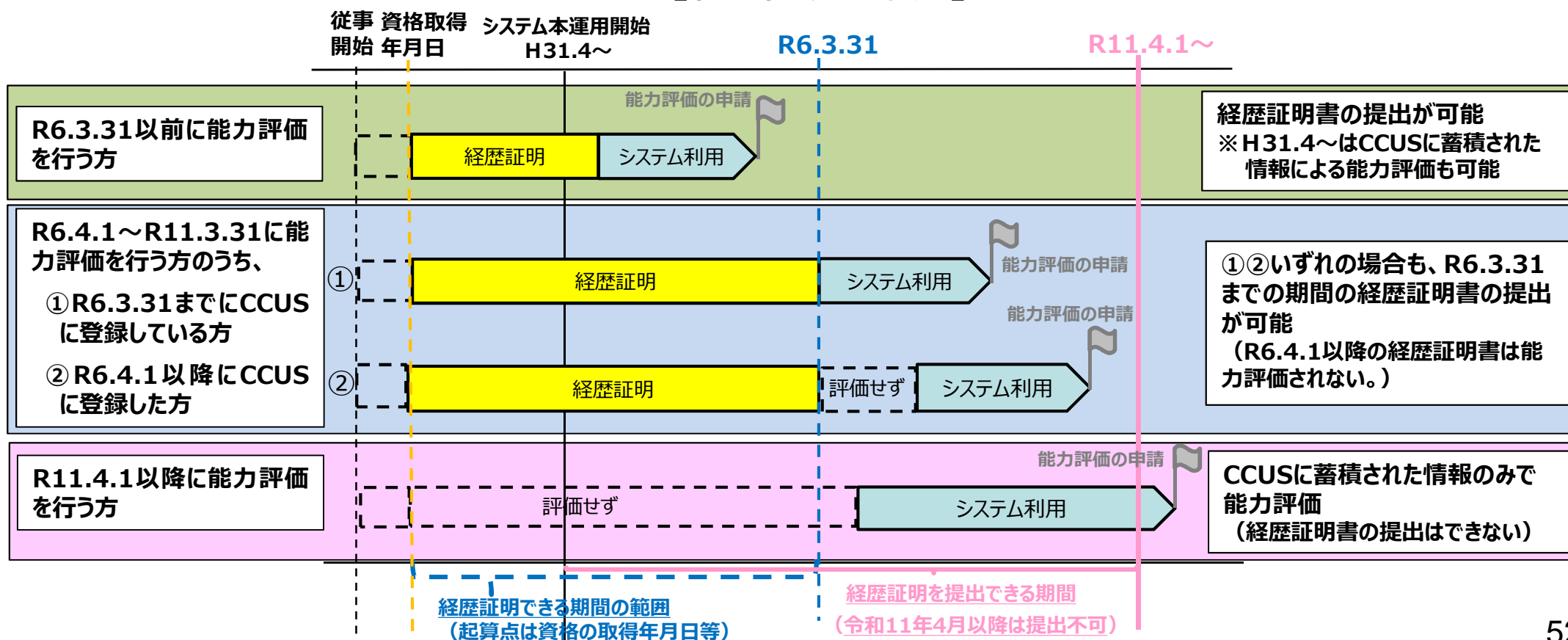
- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

◎ 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。

◎ 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いいたします。

- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日まで**の就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】



能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した42分野(※))に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

制度の概要

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を登録

<技能者の保有資格のほか、カードタッチ等で就業履歴を登録>



- 経験 (就業履歴)
- 知識・技能 (保有資格)
- マネジメント・警官 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者情報画面：サンプル

技能者情報(メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」)では、技能レベル(Lv1~Lv4の数値)のみを表示していましたが、2022年4月よりレベル判定を受けたLv2以上を対象として技能レベルに加えて分野(電気工事技能者、橋梁技能者等)を併せて表示します。

「技能者情報」画面のイメージ

技能レベルの詳細表示		
分野	レベル	レベル判定日
001 電気技能者	レベル2	2020-08-03
035 土木技能者	レベル3	2021-08-15

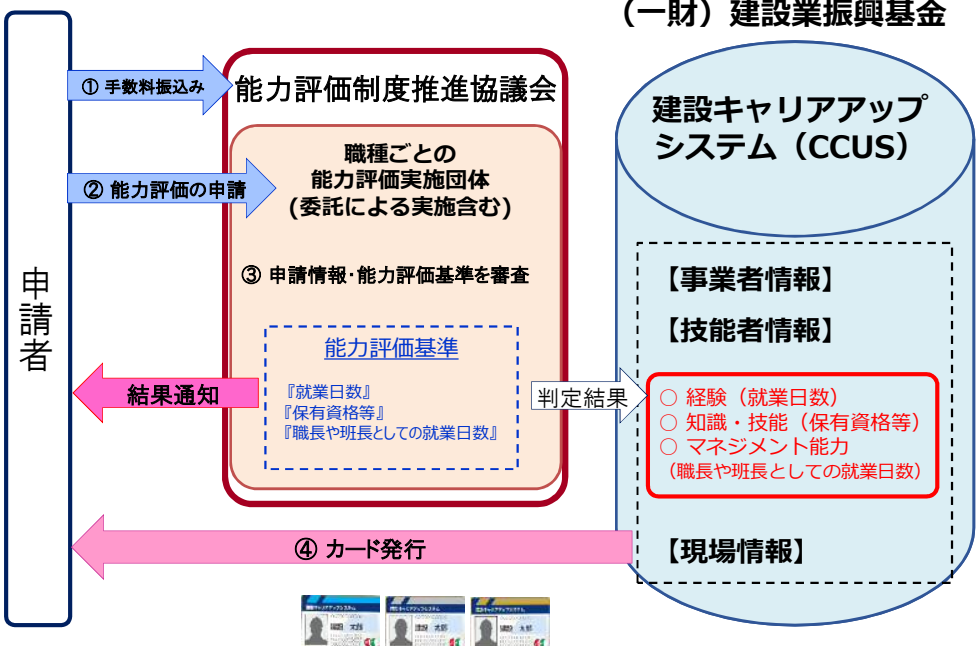
「技能レベル」欄に貼られたリンクから、ポップアップが表示され、レベル判定を受けた全ての分野ごとに技能レベルが表示

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



技能者の能力評価手順の概要

- ① 事前に、能力評価制度推進協議会に評価手数料を振込(4,000円)
- ② 申請者は、能力評価実施団体に能力評価の申請を行う
- ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施
- ④ ②の評価を受けて、建設業振興基金が(能力評価を反映した)カードを発行



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価制度の推進等を図る協議会であり、能力評価実施機関 4 2 分野 5 6 団体が構成。

※ 【能力評価対象分野】：電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水施工、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、PC、鉄筋、圧接、型枠、配管、とび、切断穿孔、内装仕上、サッシ・CW、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎くい工事、タイル張り、道路標識・路面標示、消防施設、建築大工、硝子工事、ALC、土工、ウレタン断熱、発破・破砕、建築測量、圧入、さく井、解体、計装

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した40分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本葺工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	ALC (一社)ALC協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会	建築測量 (一社)全国建築測量協会	圧入 (一社)全国圧入協会	さく井 (一社)全国さく井協会 ●令和5年5月1日より

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

能力評価手続のワンストップ化

- CCUSへの技能者登録を行う際に、同時に、能力評価申請を行い、能力評価(レベル)を反映したカード発行を可能とする。(ワンストップ化) ※レベル判定は能力評価実施団体により実施 **【令和6年度目途に供用開始予定】**

事業者のみにおけるワンストップ化の手続きの流れ

① 技能者登録・能力評価の申請同時提出

【技能者による申請は不可であり、事業者のみによる代行申請^{注1}が可能】

- ・申請者は、CCUSへの登録申請と同時に、能力評価手続を申し込むことを認める^{注2}
- ・「評価手数料」^{注3}を支払い、振込明細(建設技能者能力評価制度推進協議会あて振込時の領収書等)を添付
- ・CCUS登録手数料を納付。

(注1) オンライン申請のみ可能、認定登録機関による申請は不可(P)

(注2) 詳細型の申請であることが必要 (注3) 判定料の減額余地は要検証

② CCUSから各能力評価実施団体に判定依頼

- ・CCUSのシステムに申請者の技能者情報を登録して、各能力評価実施団体に能力判定を依頼

③ 能力評価実施団体による判定

- ・能力評価実施団体において、資格情報及び経歴証明書(就業日数・職長等の就業日数)を、能力評価基準で確認

④ 判定の終了後、CCUSに判定結果を通知

- ・能力評価判定終了後、判定結果をCCUSのシステムに通知(暫定運用スキームで整備する通知システムを使用)
- ※申請者本人に対して別途、判定結果通知書を発行

⑤ 登録の完了と、能力評価を反映したカード発行

- ・能力評価のレベルに応じた色カードを発行

技能者登録・能力評価同時申請の概要

(一財) 建設業振興基金

建設キャリアアップシステム (CCUS)

② レベル判定依頼

④ 判定結果の送信

※CCUS登録とレベル判定申込みが同時にされる場合は、白カードは発行しない(登録を済ませてID作成のみ行う)

建設技能者能力評価制度推進協議会

能力評価実施団体

③ レベル判定の実施

- ・就業日数
 - ・職長等としての就業日数
 - ・資格情報
- を能力評価基準に照らし判定

④' 判定結果通知

代行申請者※



【CCUS登録申請用情報】

- 本人情報
- 保有資格・講習受講記録
- 社会保険加入状況 等

【能力評価申請用情報】

- ① 就業日数
- (② 保有資格・講習受講記録)
- ③ 職長・班長としての就業日数
- ⇒ ①③は経歴証明書によることが前提



⑤ 登録完了、能力評価を反映したカード発行(金・銀・青)

※経歴証明の提出は、真正性の担保として、事業者からの提出を原則としている。

- 能力評価等を独自の手当にて反映する取組を、50社超の元請が実施・検討。優良事例について水平展開を継続。
- 技能者への手当は、下請企業から支払われるもの、元請企業から直接支払われるものいずれも労務単価に反映。

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協力会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(うち特に模範となる方:3,000円/日)。
富士ピー・エス	FPSマイスター制度(協力会等対象)にCCUSレベルを反映。銀:1万円/月、金:1.5万円/月(うちPC工事基幹技能者他要件充足:2万円/月)。
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円/日。R5.6より推薦要件化も検討。
奥村組	現場・エリアマイスターはカード保有者、スーパーマイスターは銀以上を条件に。手当額:現場1,000円、エリア2,000円、スーパー3,000円/日。
新谷建設	CCUSの金カード保有者に対し、手当日額200円を支給。カード色別手当の導入についても検討中。
青木あすなろ建設	R3.4より、マイスター制度においてCCUS登録を条件化し、報奨金2,000円/日を支給。今後能力種別による金額の差をつけることを検討する予定。
鴻池組	職長マスターの手当2,000円/日。金カード保有の職長マスターに対して、手当の増額を検討。
東急建設	CCUSを東急建設マイスター制度の認定要件に(認定一時金10万円、手当2,000円/日)。現時点では手当一律、レベル別手当は検討中。
東洋建設	CCUSランク、自社現場従事期間、保有資格を基準とした優良職長制度(3ランクを設定)の導入を検討中。
ヤマウラ	CCUSカード色別の昇給要件の導入を検討。
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担。
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に。
清水建設	CCUSの金カード保有を優良技能者手当支給の要件に。CCUS登録技能者の民間工事を含めた建退共掛金を全額負担。
竹中工務店	CCUSカードの保有を優良技能者の条件に。民間工事においてCCUS登録を条件として建退共掛金を全額負担。
三井住友建設	コンストラクション・マイスター制度の認定条件にCCUS登録を追加。CCUS登録技能者について、民間工事含め建退共掛金の全額負担を予定。
矢作建設工業	民間の鉄道軌道工事に従事する協力会社を対象に、CCUS登録技能者については、建退共掛金の全額負担を予定。

【各社優良職長制度における要件化】: 浅沼組、大林組、大林道路、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、馬淵建設 等

【活用検討中】: 安藤ハザマ、大林道路、オリエンタル白石、川田工業、公成建設、ショーボンド建設、大成ロテック、大豊建設、東鉄工業、南海辰村建設、NIPPO、ピーエス三菱、福田組、藤木工務店、不二建設、不動テトラ、前田建設工業、増岡組、松井建設、松尾工務店、宮坂建設工業、宮地エンジニアリング、森本組、守谷商会、山田組、りんかい日産建設 等

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底

◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認

- 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に
少なくとも1/2以上であることを目安に確認

◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示

◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注

◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

委員

(学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
榎並 友理子(日本IBM 株式会社執行役員公共事業統括部長)
恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
岸上 恵子(公認会計士)
楠 茂樹(上智大学法学部教授)
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

(受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)
東 佳樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部長)

(発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
松島 進(東京都建設局企画担当部長)
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

スケジュール

- 5月22日 第1回会議** 基本問題小委員会における検討内容について
- 6月29日 第2回会議** 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について
- 7月27日 第3回会議** 教育関係者からのヒアリング等
- 8月23日 第4回会議** これまでの議論の整理と対応の方向性について
・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担
・ 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上
中間とりまとめ(案)について
- 9月 8日 第5回会議** 中間とりまとめ(案)について
- 9月19日 中間とりまとめ**



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

- ✓ 持続可能な建設業の発展には、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ そのためには、資材価格高騰や時間外労働規制への対応等、現下の課題に対処しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下、適切に建設工事が実施される環境を整備していくことが必要。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法の改正も視野に早急に講じるべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供**の義務化
 - ・見積もり時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更**条項を**契約書上明確化**
 - ・法定記載事項として「価格変動が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に、受発注者・注文者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
 - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に民間事業者を含める
 - ・不適切な契約是正のための組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) **標準労務費**の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における**不当に低い請負代金**の禁止

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者が労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ① **受注者**による**著しく短い工期**の禁止
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
 - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等**の**専任制度**等の合理化

※ 今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

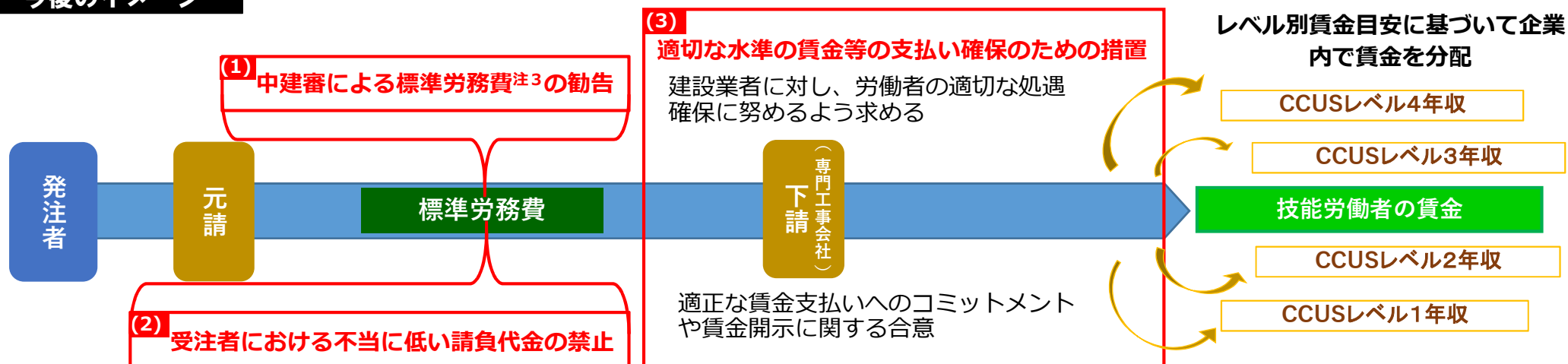
現状・課題

- ✓ 労務費の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な労務費を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返されるなかで、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ

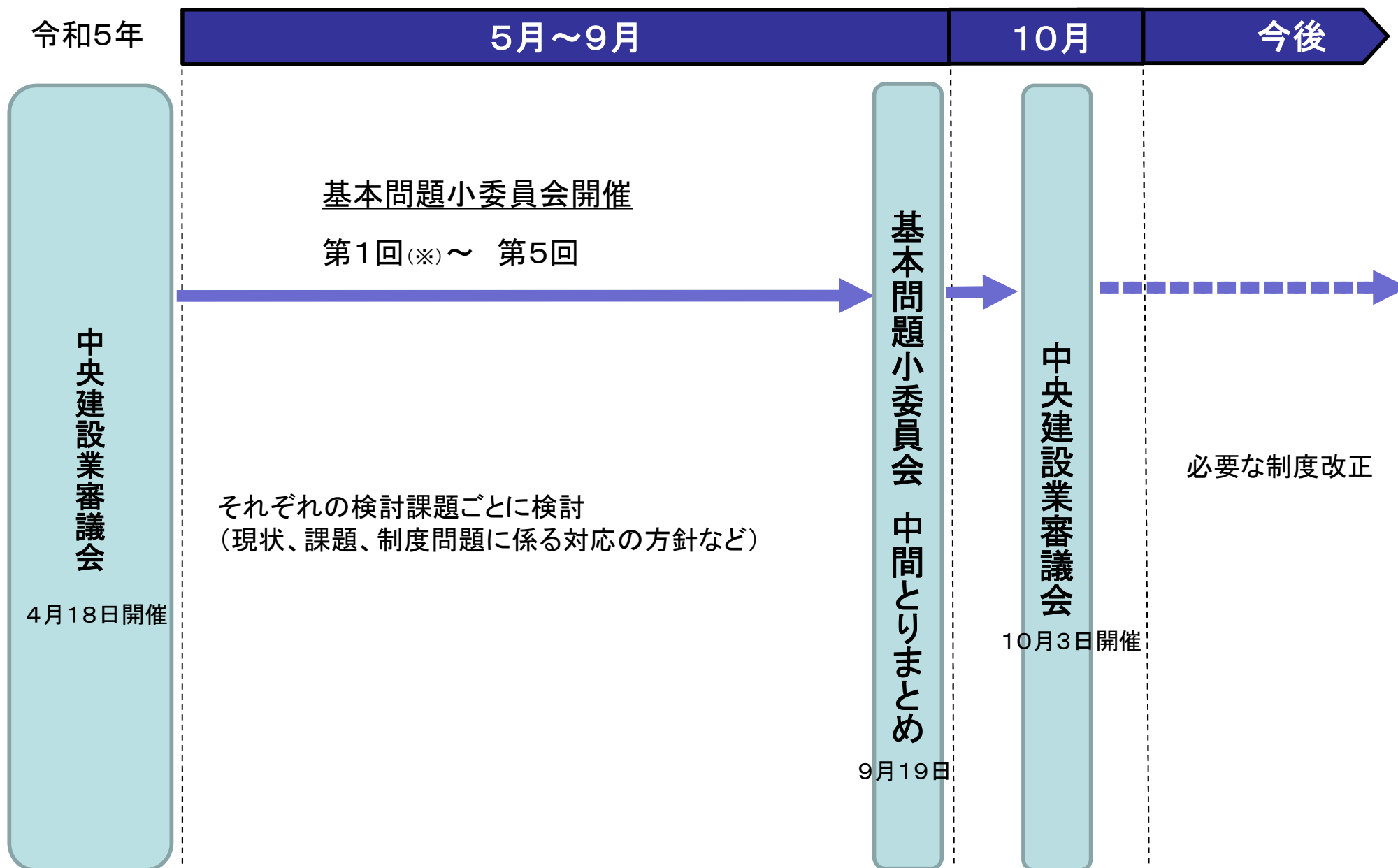


※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払いの実態を適切に把握する取組を検討

(注3)標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割を持ち、販売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

中央建設業審議会の今後のスケジュール



※第1回は、通算で第25回基本問題小委員会 61

技能者の賃金の上昇には、

賃金水準の向上→下請企業への適切な賃金の行き渡り→賃金水準の向上→...

という好循環を維持することが重要。

賃金水準の向上について

- ①公共工事設計労務単価の上昇に向けて官民一体となって取組を推進する。
- ②CCUSレベル別年収の活用を促進する。
←CCUSの登録、現場利用、能力評価の普及を同時に促進することで、より多くの技能者の賃金水準として活用できるよう取り組む。

下請企業への賃金の行き渡りについて

- ①元下間・下下間の契約における標準見積書の活用や受発注者間における請負代金内訳書の活用を徹底し、労務費を見える化する。
←材工分離により労務費を内訳明示した標準見積書・請負代金内訳書により労務費を見える化する。

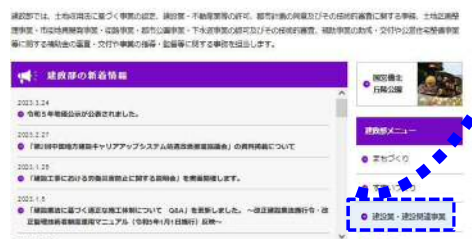
(6) その他 【情報提供資料】

6. 中国地整備建政部ホームページでの情報提供

中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。

〔中国地方整備局建政部HP〕
のホーム画面の「建設業・建設
関連業」をクリック。

「法令遵守及び指導・監督
(法令遵守情報サイト)」を
クリック。



法令遵守及び指導・監督 (法令遵守情報サイト)

国土交通大臣や都道府県知事は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業者に対して必要な指導、助言、勧告及び監督処分（営業の停止など）を行っています。

法令遵守及び建設業法令遵守推進本部

- 建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省ホームページ)
- 建設業法に基づく施工体制について Q&A (令和5年1月改訂)
- 施工体制台帳の作成等について (令和3年3月2日改訂)

【建設業法令遵守推進本部の取り組み】

中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

- 令和4年度活動方針

関係通知

- 建設関係の名簿通知

【参考資料・パンフレット】

- 建設企業のための適正取引ハンドブック

建設業法令遵守ガイドライン (第8版)

— 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 —

このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。

建設業法に基づく 適正な施工体制 について Q & A



発行：国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

URL : <https://www.ccus.jp/>

施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。
施工体制台帳、再下請負通知書の記載例も掲載しています。

建設企業のための 適正取引 ハンドブック (第3版)



取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方などをまとめています。

建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00～12:00 13:30～17:00**
(土日・祝祭日・開庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば…＞

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報は、国土交通省が適切な対応を判断し、必要に応じて公表します。

事業者の皆様
の生の声をお聞かせ下さい



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください＞

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html